

## 平成23年第3回板倉町議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2
第1日 9月7日(水曜日)	
○議事日程	3
○出席議員	3
○欠席議員	4
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
○職務のため出席した者の職氏名	4
開 会 (午前 9時00分)	5
○開会の宣告	5
○町長あいさつ	5
○諸般の報告	7
○会議録署名議員の指名	8
○会期の決定	8
○報告第 6号 平成22年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	9
○議案第40号 専決処分事項の承認について(板倉町税条例の一部改正)	10
○議案第41号 板倉町教育委員会委員の任命について	11
○議案第42号 板倉町固定資産評価審査委員会委員の選任について	11
○議案第43号 板倉町公平委員会委員の選任について	12
○議案第44号 板倉町行政組織条例及び板倉町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正並びに板倉町総合計画審議会条例の廃止について	13
○議案第45号 板倉町税条例の一部改正について	14
○議案第46号 財産の無償譲渡について	17
○議案第47号 町道路線の認定について	18
○議案第48号 平成23年度板倉町一般会計補正予算(第3号)について	20
○議案第49号 平成23年度板倉町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について	37
○議案第50号 平成23年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について	38
○議案第51号 平成23年度板倉町介護保険特別会計補正予算(第2号)について	40

○議案第52号	平成23年度板倉町水道事業会計補正予算(第1号)について	41
○議案第53号	平成22年度板倉町一般会計歳入歳出決算認定について	43
○議案第54号	平成22年度板倉町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について	43
○議案第55号	平成22年度板倉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	43
○議案第56号	平成22年度板倉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	43
○議案第57号	平成22年度板倉町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	43
○議案第58号	平成22年度板倉町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	43
○議案第59号	平成22年度板倉町水道事業会計決算認定について	43
○監査報告		56
○陳情第1号	核も戦争もない平和な21世紀を築くための2011年非核平和行進要請書について	57
○陳情第2号	町道2276・2279号線道路拡幅整備について	57
○散会の宣告		57
散会	(午後2時27分)	58

第2日 9月8日(木曜日)

○議事日程		59
○出席議員		59
○欠席議員		59
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名		59
○職務のため出席した者の職氏名		59
開議	(午前9時00分)	61
○開議の宣告		61
○一般質問		61
秋山豊子さん		61
延山宗一君		73
小森谷幸雄君		85
今村好市君		99
青木秀夫君		111
○散会の宣告		123
散会	(午後3時27分)	123

第10日 9月16日(金曜日)

○議事日程		125
○出席議員		125

○欠席議員 .....	1 2 5
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 .....	1 2 5
○職務のため出席した者の職氏名 .....	1 2 6
開    議    （午前 9時00分） .....	1 2 7
○開議の宣告 .....	1 2 7
○諸般の報告 .....	1 2 7
○議案第53号 平成22年度板倉町一般会計歳入歳出決算認定について .....	1 2 7
○議案第54号 平成22年度板倉町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について .....	1 5 6
○議案第55号 平成22年度板倉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定につい て .....	1 5 6
○議案第56号 平成22年度板倉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について .....	1 5 7
○議案第57号 平成22年度板倉町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について .....	1 6 4
○議案第58号 平成22年度板倉町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について .....	1 6 5
○議案第59号 平成22年度板倉町水道事業会計決算認定について .....	1 6 6
○常任委員会委員長報告 .....	1 6 6
○陳情第 1号 核も戦争もない平和な21世紀を築くための2011年非核平和行進 要請書について .....	1 6 7
○陳情第 2号 町道2276・2279号線道路拡幅整備について .....	1 6 8
○閉会中の継続調査・審査について .....	1 6 8
○町長あいさつ .....	1 6 8
○閉会の宣告 .....	1 7 1
閉    会    （午後 1時49分） .....	1 7 1

板倉町告示第88号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条及び第102条の規定により、平成23年第3回板倉町議会定例会を次のとおり招集する。

平成23年9月2日

板倉町長 栗 原 実

1. 日 時 平成23年9月7日
2. 場 所 板倉町役場議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

○ 応 招 議 員 ( 1 1 名 )

1 番	今 村 好 市 君	2 番	荒 井 英 世 君
3 番	川 野 辺 達 也 君	4 番	延 山 宗 一 君
5 番	小 森 谷 幸 雄 君	7 番	黒 野 一 郎 君
8 番	市 川 初 江 さん	9 番	青 木 秀 夫 君
1 0 番	秋 山 豊 子 さん	1 1 番	荻 野 美 友 君
1 2 番	野 中 嘉 之 君		

○ 不 応 招 議 員 ( な し )

## 平成23年第3回板倉町議会定例会

### 議事日程（第1号）

平成23年9月7日（水）午前9時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 報告第 6号 平成22年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日程第 4 議案第40号 専決処分事項の承認について（板倉町税条例の一部改正）
- 日程第 5 議案第41号 板倉町教育委員会委員の任命について
- 日程第 6 議案第42号 板倉町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 7 議案第43号 板倉町公平委員会委員の選任について
- 日程第 8 議案第44号 板倉町行政組織条例及び板倉町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正並びに板倉町総合計画審議会条例の廃止について
- 日程第 9 議案第45号 板倉町税条例の一部改正について
- 日程第10 議案第46号 財産の無償譲渡について
- 日程第11 議案第47号 町道路線の認定について
- 日程第12 議案第48号 平成23年度板倉町一般会計補正予算（第3号）について
- 日程第13 議案第49号 平成23年度板倉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第14 議案第50号 平成23年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第15 議案第51号 平成23年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第16 議案第52号 平成23年度板倉町水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第17 議案第53号 平成22年度板倉町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第18 議案第54号 平成22年度板倉町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第19 議案第55号 平成22年度板倉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第20 議案第56号 平成22年度板倉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第21 議案第57号 平成22年度板倉町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第22 議案第58号 平成22年度板倉町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第23 議案第59号 平成22年度板倉町水道事業会計決算認定について
- 日程第24 陳情第 1号 核も戦争もない平和な21世紀を築くための2011年非核平和行進要請書について
- 日程第25 陳情第 2号 町道2276・2279号線道路拡幅整備について

---

### ○出席議員（11名）

1番	今村好市君	2番	荒井英世君
3番	川野辺達也君	4番	延山宗一君

5番	小森谷 幸雄 君	7番	黒野 一郎 君
8番	市川 初江 さん	9番	青木 秀夫 君
10番	秋山 豊子 さん	11番	荻野 美友 君
12番	野中 嘉之 君		

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	栗原 実 君
教 育 長	鈴木 実 君
総 務 課 長	田口 茂 君
企画財政課長	中里 重 義 君
戸籍税務課長	長谷川 健 一 君
環境水道課長	鈴木 渡 君
福 祉 課 長	永井 政 由 君
健康介護課長	小嶋 栄 君
産業振興課長	山口 秀 雄 君
都市建設課長	小野田 国 雄 君
会 計 管 理 者	荒井 利 和 君
教 育 委 員 会 長 教 務 局 長	根 岸 一 仁 君
農 業 委 員 会 長 農 務 局 長	山 口 秀 雄 君

○職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	小野田 吉 一
庶務議事係長	伊 藤 泰 年
行政安全係長兼 議会事務局書記	根 岸 光 男

開 会 (午前 9時00分)

○開会の宣告

○議長(野中嘉之君) おはようございます。

ただいまから告示第88号をもって招集されました平成23年第3回板倉町議会定例会を開会いたします。  
直ちに本日の会議を開きます。

---

○町長あいさつ

○議長(野中嘉之君) 日程に入るに先立ち、町長よりあいさつしたい旨申し出がありますので、これを許します。

町長、栗原実君。

[町長(栗原 実君)登壇]

○町長(栗原 実君) おはようございます。本日、平成23年第3回の定例会を招集をいたしましたところ、議員各位におかれましてはご多忙の中ご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

先週から今週にかけ、台風12号による災害や新内閣が発足するなど、大きな出来事が起こっております。本町にとりましては台風による被害が少なかったことや、その前からずっと心配をいたしておりました米の放射性物質も幸い検出をされなかったということで、非常に幸いに思っておりましたが、台風が大型で非常に速度が遅かったことから紀伊半島を中心に記録的豪雨がもたらされ、土砂災害なども含め、多くの死者、行方不明者が出るなど、先日の東日本大震災の大津波を思い浮かべられるような被災状況が連日報道されまして、非常に自然の脅威を改めてまたここで再認識をするような大きな災害になってしまったようでございます。結果として、もちろん我が町は被害もなくよかったということでございますが、心から喜べない状況でもございます。被災をされた紀伊半島を中心とした多くの皆様方には、心よりお見舞いを申し上げたいと思っております。

また、米の放射性物質の問題は他の市町村でも同じく放射性物質は検出されず、ぜひ安心して農家の皆様が出荷できるような結果が出るようにと祈っているところでもございます。

さて、今そういった大きな流れの安全安心が求められている中で進めております防災計画の見直しにつきましては、東日本大震災を経験したことにより日ごろの防災訓練の大切さや、防災意識の向上を図ることの大切さを改めて認識をさせられたところでございます。来る10月2日に予定しております本年度の防災訓練は、例年行っている消防を初めとする各種機関や団体による模擬訓練、それに加えまして避難情報の伝達訓練や避難行動訓練や、あるいは要支援者への支援体制に向けた取り組みも取り入れて行うこととなっております。それは、既にその取り組みは区長会さんを通して、事前の下準備をもう既にお願いをしているところでございます。避難施設面におきましては、指摘をされておりますように十分な対応がとれていないという状況は承知をしておりますが、なかなか避難施設を即座にすべて満足するように用意をするというわけにはまいらないわけではありますが、いずれにしても災害による死亡者ゼロを目指すには、避難行動を起こしていただくことが重要と考えておまして、一人でも多くの方に避難行動をとるという意識づけを怠ることが、まず先決であろうと思っておりますので、そういう意味での訓練や結果や、また今進めております防災リーダー研修会での研修等も参考にしながら、実効性のある防災計画を見直してまいりたいと思ってお



りますので、議員各位におきましてもご指導、ご協力をお願いするところでございます。

一方、国におきましては、先ほど冒頭触れましたが政権が変わったわけでありましたが、その過程による三党合意により、ようやく第2次補正予算案の特例公債法案、あるいは再生エネルギー法案等が成立をし、8月末に菅総理の辞任となったわけですが、その条件は民主党マニフェストの目玉とも言うべき子ども手当、あるいは高速道路の無料化、あるいは農家への戸別所得補償制度の見直しなどを修正をすることが条件となったようでございます。それを受けて、高支持率で先日発足をいたしました野田内閣は震災の復旧復興、原発事故の対応、あるいは歴史的円高への対応、社会保障と税の一体改革などなど待ったなしの課題が山積している状況でございます。東日本大震災の復旧復興の問題では、職を失い今なお多くの方々が避難所生活で不便を余儀なくされている状況でございますし、また原発事故による問題は原発事故そのものの処理や、農作物等の安全性の問題、人体への影響、経済への影響、風評被害、数えると非常に切りがないほど、まだ多くの家族の方々も自宅へ戻れない、帰れない、そういう状況も含めて諸問題を抱えておりまして、収束の見通しさえまだ見通せない状況であろうと思っております。

経済におきましては、最近の歴史的円高による企業活動への影響が心配されておりますが、経産省の調査では回答をした大企業と言いましょか、大企業的製造業の半数が、あるいは中小企業の約3分の1が今後海外生産の比率を高める。あるいは、開発拠点を海外に移転をするということも考えているとのことございまして、経済活動の空洞化、さらに加速をする状況となっている様相であろうと思っております。

社会保障と税の一体改革の問題では、言うまでもなく財源や経済への影響等々難しい対応を求められている状況でございます。野田内閣、新内閣に期待をすることは国民のため一つ一つの大きな課題を誠実に、そして着実にスピード感を持って対応していただくこと、そのことのみでございます。

さて、本町に目を向けますと、ようやく9月1日付で、ついこの間新聞報道にありますように清水建設グループの仮設資機材レンタルと言いましょか、そういった業態のミルックスさんがニュータウン産業用地の進出企業の第1号として決定をされました。本来であれば議会さんに一番早くご報告をすべきところでございますが、県の発表がございましたので、既に報道されたことでございます。そういったことで、会社の計画では約1万5,000平方メートルの土地を取得をし、レンタル用機材のメンテナンスや保管のための施設約3,000平方メートルを建設し、来年の3月に操業を開始する運びとなるように連絡を受けております。

また、そのほかにも既に進出の申し込みがあると報道にありましたが、それも事実でございまして、企業誘致にこれを機会に町の活性化につながることを期待して、弾みがつけばよいなというふうに思っているところでもございます。

原発事故の放射性物質の対応については、町民の皆様より子供たちの校庭の活動や給食の材料等、またその他さまざまな不安が寄せられております。これらについては測定機械を購入し、結果を町のホームページで公表するなど、そういったできるだけ誠実な対応を行っておるつもりでございますが、今後も町民の皆様にはそういった寄せられた意見に対しては誠実に対処し、不安の解消につなげていけるよう努力を続けていきたいと思っております。

さて、今議会22年度の決算の状況でございますが、詳細は一般会計の主要施策の成果等についてということで報告させてもらっておりますが、当初予算は52億2,700万円でございますが、決算額は67億1,000万円強となっております。その増大をした要因は、町税が思ったよりも落ち込まず、ほぼ前年並みとなったこと。

地方交付税においては前年度と比較し、1億4,000万円余の増額になったこと。また、ご承知のように土地開発基金から5億5,000万円の繰り入れを行ったことで、既に開発公社所有の土地を町の所有といたした経緯もあるわけでございまして、そういったことが主な内容でございます。

歳出につきましては、58億2,000万円余となりましたが、大きいものは懸案でありました新センター用地を取得した経費が挙げられますが、長年にわたり土地開発公社の借入金の多額な利息を払い続けていたわけでありますので、その解消がここでできたわけでございます。22年度の決算の特徴は事業を効率的に、かつ重点化して執行した結果、経常収支比率が85.7%となり、前年と比較し7.2%下がったことにあると思っております。少しは財政の弾力性が増したのかなと思っておりますのでございまして、今後もこのような財政運営ができるかどうか、予断を許さない社会背景、経済背景でもございまして、また引き続き慎重な財政運営を心がけたいと思っておりますのでございまして。

平成23年度につきましても、もはや現時点で半ばでございまして。八間樋橋のかけかえや中学校体育館改修、あるいは南面駐車場の整備等、さらにはエアコンの整備等々も含め、初期に計画した事業は着実に順調に執行いたしておりますが、他方一定の役割を果たしたコスモス祭りの廃止や節電対策により板倉まつりの変更等、大きなそういったイベントにつきましても、先日ケーブルテレビさんを通して町民の皆さんに説明を申し上げましたが、これからどう転換をしていくのかということ強く求められているところでございまして。そのほかやらなければならない課題はたくさんあるわけでございまして、事務事業の執行につきましても、誠実に着実にスピード感を持って対応していきたいと思っておりますので、今後とも議員各位にはご指導とご協力をお願い申し上げます。

本定例会には議案第40号から59号まで上程させていただきました。人事案件、あるいは専決処分を含む条例改正案件、そして平成23年度補正予算関係、22年度決算認定という大きな議案も含めて20案件でございまして。決算認定につきましては、監査委員さんから監査結果、貴重な意見をちょうだいいたしておりますが、それらも踏まえ、慎重に審議し、ご決定賜りますようお願い申し上げます。招集のごあいさつとさせていただきます。よろしくどうぞお願いいたします。

---

## ○諸般の報告

○議長（野中嘉之君） それでは、諸般の報告をいたします。

本町議会議員の石山徳司君が公職選挙法違反の罪に問われ、7月29日に刑が確定したことにより、地方自治法に基づき7月29日付で議員を失職いたしました。

次に、地方自治法第121条の議事説明員は、出席通知のありました者の職氏名をお手元に配付してありますので、ご了承願います。

次に、監査委員から例月監査の監査結果の報告がありましたので、写しをお手元に配付してありますので、ご了承願います。

次に、教育委員会から平成22年度教育委員会点検評価報告書がお手元に配付してありますので、ご了承願います。

次に、今定例会に提出されました町長からの議案は20件、報告1件であります。また、請願・陳情につきましては、お手元の文書表のとおり陳情2件が提出されております。

以上で諸般の報告を終わります。

これより日程に従い、議事を進めます。

---

### ○会議録署名議員の指名

○議長（野中嘉之君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員に

5番 小森谷 幸 雄 君

7番 黒 野 一 郎 君

を指名いたします。

---

### ○会期の決定

○議長（野中嘉之君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

今定例会の会期については、8月31日に議会運営委員会を開催しておりますので、委員長より報告願います。

委員長、秋山豊子さん。

[議会運営委員長（秋山豊子さん）登壇]

○議会運営委員長（秋山豊子さん） おはようございます。それでは、本定例会の会期及び議事日程についてご報告を申し上げます。

本件については、8月31日に議会運営委員会を開催し、協議した結果、会期については本日9月7日から16日までの10日間ということでございます。

会期の日程ですが、本会議初日の本日は、提出者から報告第6号について報告を行います。次に、議案第40号から議案第52号について、提案者から各議案説明の後、各議案ごとに審議決定をいたします。次に、議案第53号から議案第59号について、提案者からの議案説明のみを行います。次に、陳情第1号及び陳情第2号を所管の委員会に付託し、第1日目の議事日程を終了いたします。

第2日目の8日には一般質問を行います。

第3日目の9日には総務文教福祉常任委員会を開催し、付託された案件の審査を行います。

9月10日、11日は休会といたします。

第6日目の12日には、産業建設生活常任委員会を開催し、付託された案件の審査を行います。

第7日目の13日は、総務文教福祉常任委員会を、第8日目の14日には産業建設生活常任委員会をそれぞれ開催し、平成22年度の決算について事務調査を行います。

第9日目の15日を休会とし、最終日の16日は議案第53号から議案第59号について審議決定をいたします。続いて、付託された案件について所管の委員長報告を受け、その後審議決定をいたします。さらに、閉会中の継続調査及び審査について決定し、全日程を終了したいと思います。

以上で報告を終わります。

○議長（野中嘉之君） お諮りいたします。

今定例会の会期について、ただいま委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（野中嘉之君） 異議なしと認め、今定例会の会期は委員長報告のとおり、本日から16日までの10日間と決定いたしました。

---

○報告第6号 平成22年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

○議長（野中嘉之君） 日程第3、報告第6号 平成22年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題とし、町長より報告を求めます。

町長、栗原実君。

〔町長（栗原 実君）登壇〕

○町長（栗原 実君） それでは、報告第6号となっておりますが、平成22年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてということでございます。

本報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定によりまして、平成22年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を報告をするものでございます。

まず、健全化判断比率につきましては、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの比率となっております。

実質赤字比率は、福祉、教育、まちづくりなど、町の行政事務本体における赤字の程度を示す指標でございます。本町においては、実質赤字ではないため、実質赤字比率は算定をされないという状況でございます。なお、早期健全化基準は15%、財政再生基準は20%となっております。

連結実質赤字比率は、町のすべての会計の黒字と赤字を合算し、赤字額が黒字額を上回る場合に、その程度を示す指標でございます。本町においては、すべての会計が実質赤字または資金不足ではないため、連結実質赤字比率は算定されません。なお、早期健全化基準は20%、財政再生基準は35%となっております。

実質公債費比率は、町の一般会計等が負担する公債費及びこれに準ずる経費の大きさを示す指標でございます。本町における実質公債費比率は12.6%でございます。なお、早期健全化基準は25%、財政再生基準は35%となっております。

将来負担比率は、町が翌年度以降において負担することが確定をしている債務及び負担が見込まれる債務等の大きさを示す指標でございます。本町における将来負担比率は1.2%でございます。なお、早期健全化基準は350%となっておりますが、財政再生基準はありません。

次に、資金不足比率でございます。資金不足比率は、公営企業ごとの資金の不足額の大きさを示す指標でございます。公営企業会計ごとに算定することとなっておりますが、本町では水道事業会計、あるいは下水道事業特別会計が該当となるわけでありますが、いずれも資金不足ではないため、資金不足比率は算定されません。なお、これについての早期健全化基準に相当する経営健全化基準は20%でございます。

監査委員の審査意見書は、お手持ちのとおりでございますので、ごらんをいただきたいと思っております。

以上で報告を終わります。これについては、担当課長の説明はございません。

○議長（野中嘉之君） ただいまの報告の件について、質疑ありませんか。

〔なし〕という人あり〕

○議長（野中嘉之君） 質疑ありませんので、以上で報告第6号について終わります。

---

○議案第40号 専決処分事項の承認について（板倉町税条例の一部改正）

○議長（野中嘉之君） 日程第4、議案第40号 専決処分事項の承認についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） それでは、議案第40号についての提案理由を申し上げます。

専決処分事項の承認ということでございます。（板倉町税条例の一部改正）、内容はそういった内容でございます。

本案につきましては、平成23年6月30日、現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図る法律の施行により地方税法が改正され、町税条例においても改正の必要が生じた、そういったものでございますので、平成23年6月30日に専決処分をさせていただきました。

細部につきましては、担当課長よりご説明を申し上げたいと思っておりますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（野中嘉之君） 長谷川戸籍税務課長。

[戸籍税務課長（長谷川健一君）登壇]

○戸籍税務課長（長谷川健一君） それでは、板倉町税条例一部改正の専決処分について説明をさせていただきます。

先ほど町長が提案理由で申したとおり、平成23年6月30日、現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図る法律の施行により、地方税法が改正されたことに伴い町税条例を改正させていただくものであります。

改正内容につきましては、現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図る法律により、地方税法第349条の3第7項に離島航路事業者が新造し、かつ、専ら離島航路事業の用に供する一定の船舶に係る固定資産税の特例措置に関する規定が新たに設けられたことにより、町税条例の固定資産税に係る規定で引用する項にずれが生じたため、修正を行うものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（野中嘉之君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

「なし」と言う人あり]

○議長（野中嘉之君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

「なし」と言う人あり]

○議長（野中嘉之君） 討論を終結いたします。

これより議案第40号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（野中嘉之君） 挙手全員であります。

よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

---

#### ○議案第41号 板倉町教育委員会委員の任命について

○議長（野中嘉之君） 日程第5、議案第41号 板倉町教育委員会委員の任命についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 議案第41号 板倉町教育委員会委員の任命についてということでございます。

本案につきましては、板倉町教育委員会委員でございました長谷見和夫君が平成23年9月30日任期満了となり、今任期をもって退任をされることによります後任者の人選の人事でございます。

後任者につきましては、慎重に人選を行いました結果、氏名、小島正盛君、生年月日、昭和20年9月1日、住所、板倉町大字細谷825番地を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めます。

小島正盛君は、長年教員として学校教育に携わり、小学校の校長としても手腕を発揮されてきており、青少年の教育全般にわたり精通されている方でございます。

また、退職後はその温和人柄と高潔な人格から行政区長に推され、地域のリーダーとして行政区の運営等についても積極的に取り組んでいただいている方でございます。

以上申し上げましたことから、その職務を立派に遂行していただけるものと考えております。よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

この件については以上がすべてでございますので、担当課長の説明はいたさません。

○議長（野中嘉之君） 説明が終わりました。

お諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、採決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（野中嘉之君） 異議なしと認めます。

これより議案第41号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（野中嘉之君） 挙手全員であります。

よって、議案第41号は同意することに決定しました。

---

#### ○議案第42号 板倉町固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（野中嘉之君） 日程第6、議案第42号 板倉町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 同じく議案第42号 板倉町固定資産評価審査委員会委員の選任についてであります。

本案は、固定資産評価審査委員会委員3名のうち、田村謙一君が平成23年9月23日をもって2期6年の任期満了となることに伴う後任者の人事でございます。

後任者につきましては、慎重に同じく人選を行いました結果、氏名、北山圭一郎君、生年月日、昭和17年2月24日、住所については大字西岡1409番地の2を選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

北山圭一郎君につきましては、人格は誠実で、地域におかれましても信望が厚く、農業委員や行政区長など、町の要職を務めるなど町行政にも精通をしていることから、適任者として選任したいと存じます。

よろしくご審議の上、ご同意をいただけますようお願いを申し上げます。

同じく人事案件でありますので、以上の説明にて課長の説明はございません。

○議長（野中嘉之君） 説明が終わりました。

お諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、採決するにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（野中嘉之君） 異議なしと認めます。

これより議案第42号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（野中嘉之君） 挙手全員であります。

よって、議案第42号は同意することに決定しました。

---

#### ○議案第43号 板倉町公平委員会委員の選任について

○議長（野中嘉之君） 日程第7、議案第43号 板倉町公平委員会委員の選任についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 議案第43号 板倉町公平委員会委員の選任についてでございます。

本案は、現在板倉町公平委員会委員を務めていただいております佐山和雄君が9月22日をもって任期満了となりますので、これに伴います再任の人事でございます。地方公務員法第9条の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

佐山和雄君は人格は誠実で、地域におかれましても信望が厚く、町行政にも精通しております。適任者として引き続き公平委員会委員に選任したいと存じます。

よろしくどうぞご審議をいただけますよう、そしてご同意をくださいますようお願いを申し上げます。

○議長（野中嘉之君） 説明が終わりました。

お諮りいたします。本案については質疑、討論を省略し、採決するにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（野中嘉之君） 異議なしと認めます。  
これより議案第43号について採決いたします。  
原案に賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（野中嘉之君） 挙手全員であります。  
よって、議案第43号は同意することに決定しました。

---

○議案第44号 板倉町行政組織条例及び板倉町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正並びに板倉町総合計画審議会条例の廃止について

○議長（野中嘉之君） 日程第8、議案第44号 板倉町行政組織条例及び板倉町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正並びに板倉町総合計画審議会条例の廃止についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 議案第44号 板倉町行政組織条例及び板倉町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正並びに板倉町総合計画審議会条例の廃止についてでございます。

本年5月2日に公布されました地方自治法の一部を改正する法律により、市町村の基本構想である総合計画の策定義務づけが廃止をされました。このことから、これに関連する条例の一部改正並びに廃止を行うものでございます。条例の整備ということでございます。

内容といたしましては、総合計画に関する事務分掌の改正と総合計画審議会委員報酬を削除し、あわせて総合計画審議会条例を廃止するものであります。

今回の改正により、新たな総合計画は策定をしないこととなりますが、これにかわる計画を作成し、各種事業の推進を図っていく所存でございます。ご理解をいただきたいと存じます。

なお、担当課長の説明は改めてございませんが、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いをいたします。

○議長（野中嘉之君） 説明が終わりました。  
これより質疑を行います。質疑ありませんか。  
今村好市君。

○1番（今村好市君） 1番、今村です。

議員協議会のときも質問させていただきましたが、総合計画にかわる中期事業推進計画、これを町は策定をするという方針を出しておりますが、やっぱり町の行政の根幹であります計画でございますので、今までの総合計画と同じように議会の議決を得て策定をしたほうがいいと思うのですが、その辺について町の考え方をお聞きしたいと思います。

○議長（野中嘉之君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]



○町長（栗原 実君） 先般も本議会に向けての当案件についての説明会でお答えしたとおりでございます。そういった意見が多いということであれば、議会の議決を経ていくというお話をさせていただいたところでございますので、そのとおりにさせていただきたいと思っております。

○議長（野中嘉之君） ほかにありませんか。

〔なし〕という人あり〕

○議長（野中嘉之君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔なし〕という人あり〕

○議長（野中嘉之君） 討論を終結いたします。

これより議案第44号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（野中嘉之君） 挙手全員であります。

よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

---

#### ○議案第45号 板倉町税条例の一部改正について

○議長（野中嘉之君） 日程第9、議案第45号 板倉町税条例の一部改正についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

〔町長（栗原 実君）登壇〕

○町長（栗原 実君） 議案第45号でございます。板倉町税条例の一部改正についてということでございます。

本案につきましては、議案第40号の専決処分事項と同様に、平成23年6月30日、現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図る法律の施行により、地方税法が改正されたことに伴い町税条例におきましても過料の額の引き上げ等の改正を行うものであります。

細部につきましては、担当課長よりご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（野中嘉之君） 長谷川戸籍税務課長。

〔戸籍税務課長（長谷川健一君）登壇〕

○戸籍税務課長（長谷川健一君） それでは、板倉町税条例の一部改正の部分について説明をさせていただきます。

先ほど町長が提案理由で申したとおり、平成23年6月30日、現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図る法律の施行により、地方税法が改正されたことに伴い町税条例におきましても、主に過料の額の引き上げ等の改正を行うものでございます。

内容について説明を申し上げます。初めに、第1条中でございますが、第25条第1項中、3万円を10万円に改める。これにつきましては、町民税の納税管理人に係る不申告に関する過料の上限の引き上げでございます。

次の第36条の3第2項中、「各号に掲げる」を「に規定する」に改めるでございますが、これは文言の整理でございます。

次の36条の4第1項中「納税義務者のうち」を「納税義務者が」に、3万円を10万円に改める。これにつきましては、文言整理と町民税に係る不申告に関する過料の上限の引き上げでございます。

次の第53条の10第1項中、3万円を10万円に改める。これにつきましては、退職所得申告の不提出に関する過料の上限の引き上げでございます。

次の第65条中第1項中、3万円を10万円に改める。これにつきましては、固定資産税の納税管理人に係る不申告に関する過料の上限の引き上げでございます。

次の第75条第1項中、3万円を10万円に改める。これにつきましては、固定資産税に係る不申告に係る過料の上限の引き上げでございます。

次の第88条第1項中、3万円を10万円に改める。これにつきましては、軽自動車税に係る不申告等に関する過料の上限の引き上げでございます。

次の第100条の2、1項、2項、3項でございますが、これにつきましてはたばこ税に係る不申告に関する過料が新たに設けられたものでございます。

一番下になりますけれども、第125条第1項中、3万円を10万円に改める。これにつきましては、特別土地保有税の納税管理に係る不申告に関する過料の上限の引き上げでございます。

次の2ページをお願いしたいと思います。第131条の2、1項、2項、3項でございますが、これにつきましては特別土地保有税に係る不申告に関する過料が新たに設けられたものでございます。

次の9行目から24行目になりますけれども、これにつきましては肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例の改正でございます。適用期限を平成24年度から平成27年度まで3年延長し、免税対象牛の売却頭数要件の上限を年間2,000頭から年間1,500頭に引き下げるものでございます。

また、地方税の引用による条文が簡素化されましたことによりまして、第2項第1号、第2号を削除するものでございます。

25行目になりますけれども、附則第10条以下でございますけれども、これにつきましては税条例附則10条の2、新築住宅に対する固定資産税の減額の適用を受けようとする者がすべき申告について、根拠法の変更による規定整備を行うものでございます。具体的には、高齢者向け優良賃貸住宅制度の廃止によりまして、対象をサービスつき高齢者向け住宅である一定の賃貸住宅とするものでございます。

下から4行目、第2条以下になりますけれども、これにつきましては平成20年9月25日付条例第21号板倉町税条例の一部を改正する条例、附則で規定されている個人の町民税に関する経過措置のうち、上場株式等の配当所得及び譲渡所得に対する町民税の所得割を100分の3から100分の1.8に相当する額へとする軽減税率適用期限を平成23年12月31日から平成25年12月31日まで2年延長するものでございます。

次に、3ページに移らせていただきますが、4行目の板倉町税条例の一部改正、第3条部分でございます。これにつきましては、非課税口座内上場株式等の譲渡に係る町民税の所得計算の特例の施行日を2年延長するため、平成22年3月31日付条例第7号、板倉町税条例の一部を改正する条例附則第1条の施行期日、第2条の町民税に関する経過措置の適用年度を平成25年から平成27年とするものでございます。

次の9行目、附則の第1条、1号、2号、3号に係る部分ですが、まず1号につきましては過料引き上げ

に係る各規定は、公布の日から起算して二月を経過した日から施行するというものでございます。2号につきましては、高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律が施行となる平成23年10月20日から施行するものでございます。

次の3号でございますが、これにつきましては肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例の改正については、平成25年1月1日から施行するというものでございます。

次の町民税に関する経過措置第2条でございますが、これにつきましては肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例の改正に伴う経過措置に関する規定でございます。

3ページの固定資産に関する経過措置、一番下の部分から4ページの次のページの罰則に関する経過措置以上の部分でございますが、これにつきましては固定資産税に関する高齢者向け優良賃貸住宅である、賃貸住宅に関する改正に伴う経過措置に関する規定でございます。

最後になりますが、罰則に関する経過措置でございます。第4条でございますが、これにつきましては罰則の適用に関する改正の経過措置に関する規定でございます。

以上で説明を終わらせていただきますが、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（野中嘉之君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

青木秀夫君。

○9番（青木秀夫君） ちょっとお聞きしたいのですけれども、先ほど説明があったこの過料のことなのですけれども、この不申告の人は不動産を取得した場合の不申告の場合は過料を科すとかと言うのだけれども、そういうのは現実に科されている人とか、科したケースとか、そういうことはあるのですか。

例えば、新築なんかしますと、そういう方も数の中にはいるのかと思うけれども、余り家をつくっても申告しないで役場から調査に来られてから、課税の対象として申告させられるという人がほとんどかと思うのですけれども、これ3万円でも10万円でもいいのですけれども、今までにこういうケースで過料を科したとか、科された人がいるとか、そういう現実はあるのか、参考までに聞かせてもらいたいと思います。

○議長（野中嘉之君） 長谷川戸籍税務課長。

[戸籍税務課長（長谷川健一君）登壇]

○戸籍税務課長（長谷川健一君） 青木議員さんの質問にお答えさせていただきます。

今回過料の上限の引き上げがされたわけですが、過去においてそのケースがあったかどうかということですが、今のところあったという状況はありません。ないということでございます。

よろしく申し上げます。

○議長（野中嘉之君） よろしいですか。

○9番（青木秀夫君） はい、いいです。

○議長（野中嘉之君） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（野中嘉之君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（野中嘉之君） 討論を終結いたします。

これより議案第45号について採決します。

原案に賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（野中嘉之君） 挙手全員であります。

よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

---

#### ○議案第46号 財産の無償譲渡について

○議長（野中嘉之君） 日程第10、議案第46号 財産の無償譲渡についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 議案第46号でございます。財産の無償譲渡についてということでございます。

本案につきましては、地縁団体である第24行政区原宿自治会からの要望でございまして、町有地の無償譲渡に関し、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議決を求めるものでございます。

この土地は、かつて原宿地域住民の共有地でありましたが、200名にも及ぶため後々の相続等の問題も想定されたことから、便宜上町名義で所有権保存の登記をしたものでございます。

去る8月18日に認可地縁団体として認可が決定をし、団体として土地の取得が可能となったこと。また、総会においてその取得についての承認を得ており、原宿地域住民の総意であることやこの土地の経緯から、町といたしましてもその意向に沿いたいというふうに考えますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

内容については、事前にご相談を申し上げた内容でございます。したがって、担当の課長に改めて説明はいたさせません。

○議長（野中嘉之君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

今村好市君。

○1番（今村好市君） 1番、今村です。この件については賛成をいたします。

6月の補正で町有地の調査のための費用を計上して議決しておりますが、調査がどれくらい進んでいるかわかりませんが、これに類する案件がかなり出てくるのではないかと思います。ただ、行政区で地縁団体の指定を受けないと、なかなか登記ができないということもありますが、町は積極的にわかった時点でそういうものをしっかり所有権の明確化と言いましょか、そういうことにも調査費を使ってやっていただければありがたいなと思います。よろしく願いいたします。

○議長（野中嘉之君） 中里企画財政課長。

[企画財政課長（中里重義君）登壇]

○企画財政課長（中里重義君） ただいまのご質問にお答えを申し上げます。

確かに、議員がおっしゃるとおり、調査を進めていきますと相当今回と同様な土地が発見されるというふ

うにも見ております。したがって、その土地の所有状況、それから地元行政区が地縁団体の認可を取得をして、土地の取得ができるようにいろいろ状態、状況が明確にわかった時点では相談を進めていきたいと思っております。

もう既に、今回の案件のほかにも同様なものも出ておまして、それにつきましては総務課と協力しまして、地縁団体の認可を取得していただくように地元にもいろいろ要請もしているところもありますので、今後も引き続き同様に進めていきたいと思っておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（野中嘉之君） よろしいですか。

○1番（今村好市君） はい、結構です。

○議長（野中嘉之君） ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野中嘉之君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野中嘉之君） 討論を終結いたします。

これより議案第46号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（野中嘉之君） 挙手全員であります。

よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

---

#### ○議案第47号 町道路線の認定について

○議長（野中嘉之君） 日程第11、議案第47号 町道路線の認定についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

〔町長（栗原 実君）登壇〕

○町長（栗原 実君） 議案第47号 町道路線の認定についてということでございます。

今回認定をお願いをしたいと思っております路線は、八間樋橋かけかえ及びアクセス道路整備事業の施行について、橋梁のかけかえ工事を中心に群馬県の支援を受けて実施をすることから、一般県道海老瀬一飯野線の一部を町道として認定をするものでございます。

以上、骨格を申し上げましたが、細部については担当課長からご説明を申し上げます。よろしくご審議の上、ご同意をいただければありがたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（野中嘉之君） 小野田都市建設課長。

〔都市建設課長（小野田国雄君）登壇〕

○都市建設課長（小野田国雄君） 町道路線の認定についてご説明申し上げます。

1ページの新認定調書、それから2ページの認定路線図をごらんいただきたいと思っております。認定路線名でありますけれども、町道1339号線になります。初めに認定期由でありますけれども、平成23年度より社会資

本整備総合交付金事業、国庫補助事業になりますけれども、国庫補助事業の採択を受けまして着手をいたしました八間樋橋かけかえ及びアクセス道路整備の実施に当たりまして、橋梁のかけかえと橋梁へのすりつけ区間の整備でありますけれども、この部分を群馬県の支援を受けて実施をすることから、町は一般県道海老瀬―飯野線の一部を町道として引き受けをするため、認定をするものであります。

認定の概要でありますけれども、起点につきましては大字板倉字稲荷木1311番1地先から終点につきましては大字飯野字本1798番3地先、延長でありますけれども、1,338.8メートル、幅員につきましては5.7メートルから21.2メートルということであります。

2ページが、認定路線図になりますけれども、国道354号板倉東の信号から県道麦倉―川俣停車場線飯野の信号までの区間を認定をお願いするものであります。

以上、説明とさせていただきますけれども、ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（野中嘉之君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

今村好市君。

○1番（今村好市君） 1番、今村です。

この案件につきましては、待望久しかった八間樋橋の整備にかかわるものと認識をいたしております。町道1―9号線を県道に昇格、区域変更いたしまして、先ほど説明がありましており八間樋橋のかけかえの部分と取りつけ道路を県事業として実施をしていただく。そういうことで、それにかわって県道の海老瀬―飯野線を町道認定するというので、その辺の確認と、概算で結構なのですが、八間樋橋の橋の部分と取りつけ部分の概算事業費、それと町が実施をするほかの部分の概算事業費がわかりましたら教えていただければありがたいなと思います。

それと、事業完了まで約5年ぐらいかかるのだと思うのですが、管理については現道をおのおのが管理するというので間違いないのか、その辺も確認をしたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長（野中嘉之君） 小野田都市建設課長。

[都市建設課長（小野田国雄君）登壇]

○都市建設課長（小野田国雄君） ご質問にお答えいたします。順番が前後しますけれども、ご了解いただきたいと思います。

まず、管理関係でありますけれども、事業期間を平成23年度から平成27年までの5年間を計画しているわけでありまして、5年間につきましてはそれぞれが今の状態の管理をしていくということで、今回一部県道海老瀬線の認定を町道として認定を行いますけれども、ここの部分につきましては5年間工事完了までは県、それから町道1―9号線、これ県道として認定しますけれども、5年間については町ということで。完了後はお互いに管理していくということになります。

それから、事業費の関係でありますけれども、八間樋橋、それからアクセス道路を含めて全体の事業費が9億3,000万円と予定をしております。このうち群馬県からの支援の関係、あるいは町の事業の関係というご質問だと思いますけれども、全体事業費が9億3,000万円ということであるわけでありまして、県の事業費の関係については橋梁を中心に支援をしていただけるということで、なかなか具体的な金額の説明は今管

理協定、あるいは施行協定、あるいは今日の町道の認定、あるいは県道の区域変更の手続をしておりますので、それが終了した後に金額等については説明をしてほしいということでありますので、県の支援の事業費については今はっきりご説明できませんけれども、全体が9億3,000万円ということで、橋梁部分が半分以上が橋梁だということでご理解をいただきたいと思います。ですから、9億3,000万円の半分以上ですから、ほとんどが橋梁、あるいは取りつけに係る費用だということでご理解をいただきたいと思います。

それから、今回の事業の関係につきましては、群馬県の支援を受けるためにはつけかえが必要だということであります。つけかえをしないと群馬県としては県事業として実施できないということで、今回つけかえをするわけでありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（野中嘉之君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野中嘉之君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野中嘉之君） 討論を終結いたします。

これより議案第47号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（野中嘉之君） 挙手全員であります。

よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

10時20分より再開いたします。

休 憩 （午前10時03分）

---

再 開 （午前10時20分）

○議長（野中嘉之君） 再開いたします。

---

#### ○議案第48号 平成23年度板倉町一般会計補正予算（第3号）について

○議長（野中嘉之君） 日程第12、議案第48号 平成23年度板倉町一般会計補正予算（第3号）についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

〔町長（栗原 実君）登壇〕

○町長（栗原 実君） 引き続き、ご審議をお願いをさせていただきます。議案第48号ということでございます。平成23年度板倉町一般会計補正予算（第3号）ということでございます。

本補正予算につきましては、第3回目の補正予算でありまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,920万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を55億9,020万3,000円とするものであります。

歳入につきましては、地方譲与税に1,000円、地方特例交付金に179万3,000円、分担金及び負担金に3万

円、国庫支出金に27万3,000円、県支出金に124万5,000円、財産収入に2万6,000円、寄附金に100万円、繰越金に1,439万円、諸収入に30万円、町債に150万円をそれぞれ追加し、繰入金を134万9,000円減額をするものでございます。

歳出につきましては、民生費に55万1,000円、衛生費に256万9,000円、労働費に504万5,000円、農林水産業費に1,235万5,000円、商工費に31万円、消防費に67万8,000円、教育費に229万3,000円をそれぞれ追加し、総務費を459万2,000円減額をするものでございます。

以上、一般会計補正予算（第3号）について骨格をご説明申し上げましたが、細部につきましては担当課長よりご説明を申し上げます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（野中嘉之君） 中里企画財政課長。

[企画財政課長（中里重義君）登壇]

○企画財政課長（中里重義君） それでは、議案第48号 平成23年度板倉町一般会計補正予算（第3号）の細部につきまして、ご説明を申し上げます。

まず、歳入歳出予算の補正でございますが、ただいま町長が申し上げましたとおり、第1条にありますとおり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,920万9,000円を追加をいたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ55億9,020万3,000円とするものでございます。

次に、地方債の補正でございますが、第2条でございますとおり、「第2表 地方債補正」によるところでございます。

なお、第1表、2ページ、3ページにつきましては、ただいま町長が提案理由で申し上げましたとおりでありますので省略をいたしまして、4ページ、第2表の地方債補正をごらんいただきたいと思います。第2表の地方債補正でございますが、今回7件の補正がございます。まず初めが、上水道事業債でございますが、既定の260万円に240万円を追加をいたしまして、500万円といたすものでございます。これにつきましては、補助事業の上積み事業の追加にかかわる部分でございます。

次に、一般公共事業債（国営附帯県営農地防災事業）でございますが、既定の1,970万円を今回廃止をいたすものでございます。この関係につきましては、記載の類別事業名称の変更によりまして、これまで一般公共事業債として取り扱われたものが、公共事業等債という名称に変わったことによりまして廃止でございます。

次の公共事業等債（国営附帯県営農地防災事業）でございますが、これが既定額がゼロであったところ、今回補正で2,410万円を新たに設けるものでございます。

次に、同じく公共事業等債でございますが、戦略作物生産拡大関連基盤緊急整備事業でございますが、既定額が2,250万円のところでございましたが、今回450万円を追加いたしまして2,700万円といたすものでございます。これにつきましては、除川地内の頭沼用水路の工事にかかわるものでございます。

次に、同じく公共事業等債でございますが、国営総合農地防災事業、既定額が1億5,430万円でしたが、この事業費の確定によりまして10万円を減額いたしまして1億5,420万円とするものでございます。これにつきましては、国の直轄事業であります農地防災事業の地元負担金の財源に充当するための起債でございます。

次に、同じく公共事業等債でございますが、これが八間樋橋の整備事業の関係でございますが、既定額が



3,190万円でしたが、今回1,170万円を減額いたしまして2,020万円といたすものでございます。これにつきましては、国への事業費配分の当初要望7,400万円であったところ、採択された配分額が5,000万円と当初の要望よりも減額されたことに伴う減額でございます。

次に、臨時財政対策債でございますが、既定額3億1,000万円でしたが、今回200万円を追加いたしまして、3億1,200万円といたすものでございます。これにつきましては、発行可能額が確定をしたことによる追加でございます。

以上、7件を合わせますと、先ほど町長の提案理由の中でも申し上げましたとおり、差し引き150万円を追加するものでございます。

それでは、7ページへお進みをいただきたいと思います。7ページからが歳入でございますが、こちらから細部説明申し上げます。

まず、2款3項1目の地方道路譲与税でございますが、1,000円の追加でございます。この関係につきましては、地方揮発油譲与税法への改正前に地方道路譲与税法というものがあつたわけでございますが、まだ現在この旧地方道路譲与税法に基づく剰余金の算定が今年度もなされておまして、31円の譲与税の収入がございましたので、今回1,000円を追加をいたすものでございます。

次に、9款1項1目の地方特例交付金でございますが、179万3,000円の追加でございます。これにつきましては、児童手当及び子ども手当、それから減収補てんの特例交付金の額が確定をしたことによる追加でございます。

次に、12款2項1目の農林水産業費分担金でございます。3万円の追加でございますが、これにつきましては説明欄にございまして、県営簡易ほ場整備モデル事業の過年度分の地元分担金の追加でございます。

次に、14款2項2目の衛生費国庫補助金でございますが、27万3,000円の追加でございます。この追加につきましては、女性特有のがん検診事業の補助金の追加ということでございまして、補助率につきましては2分の1ということでございます。

では、8ページをお願いいたします。15款2項2目の民生費県補助金でございますが、30万円の追加でございます。これにつきましては、町内に所在しますグループホームへの火災通報設備設置の補助金の受け入れでございます。これにつきましては、補助率10分の10ということでございます。

次に、4目の労働費県補助金でございますが、504万5,000円の追加でございます。これは、説明欄にございまして、緊急雇用創出事業の補助金でございます。これも補助率については10分の10ということでございます。

次に、7目の教育費県補助金でございますが、4万2,000円の追加でございます。これも説明欄にございまして、昆虫の森・天文台自然学習教室事業の補助金ということで、これはバスの借上料の補助金でございますが、補助率はやはり10分の10ということでございます。

次に、3項1目の総務費県委託金でございます。こちらにつきましては414万2,000円の減額でございますが、説明欄を見ていただいたとおり、事務処理の特例交付金は54万2,000円の追加となっております。しかし、選挙費の委託金につきましては県議会議員選挙の委託金が無投票によるところが理由でございますが、468万4,000円の減額となっておりますのでございます。

続きまして、9ページへまいります。16款1項1目の財産貸付収入でございますが、2万6,000円の追加

でございます。これについては、土地、建物の賃貸料の追加ということでございます。

次に、17款1項2目の指定寄附金でございますが、100万円の追加でございます。これにつきましては、スポーツ少年団の育成資金としての50万円の寄附金、これにつきましては株式会社山幸の山岸様からの寄附金でございます。それと、もう一点、弓道場の建設資金といたしまして50万円を弓道会の増田様からいただいております。

次に、18款1項1目の水道事業会計繰入金でございますが、134万9,000円の減額でございます。これにつきましては、水道事業債の元利償還金分の繰入金の減額によるものでございます。

次に、19款1項1目の繰越金でございますが、1,439万円の追加でございます。これにつきましては、今回の補正財源ということでございます。

では、10ページをお願いいたします。20款5項3目の雑入でございますけれども、30万円の追加でございます。説明欄にございまして、町村の魅力を訴えるイベント助成金ということでございまして、当町がイベントへ参加する上での群馬県町村会からの助成金の受け入れ追加でございます。

次に、21款の町債でございますが、先ほどの4ページのところで説明をいたしました内容と同様でございますが、ここでは目的別に目に整理をし直してございます。まず、1項1目の衛生債でございますが240万円の追加、これは上水道の事業債でございます。

次に、2目の農林水産業債でございますが、総額で880万円の追加。

次に、3目の土木債でございますが、こちらにつきましては八間樋橋関係の事業費配分に伴います減額で1,170万円の減額。

それから、5目の臨時財政対策債でございますが、これについては発行可能額の確定によります200万円の追加ということでございまして、歳入の合計補正額を申し上げますと1,920万9,000円ということでございます。

次に、11ページをお願いいたします。ここからが歳出になりますが、まず2款1項の5目は省略いたしまして、14目の環境保全費でございますが、110万円の追加でございます。これにつきましては、地球温暖化対策事業ということで、太陽光発電システムの設置費補助金の追加が主な内容でございます。

次に、2項の徴税费、2目賦課徴収費でございますが52万円の追加でございます。これについては過誤納還付金の追加が50万円、これが主なものでございます。

では、12ページをお願いいたします。4項選挙費、4目の県議会議員選挙費でございますが、473万7,000円の減額でございます。これにつきましては、歳入のところでも申し上げましたとおり、県議会議員選挙が無投票であったことによる減額でございます。

次に、13ページでございますが、6目の農業委員会委員選挙費でございます。155万8,000円の減額でございます。こちらにつきましても、農業委員会委員選挙が無投票であったことによる減額でございます。

では、14ページをお願いいたします。3款民生費、1項社会福祉費、1目の社会福祉総務費でございますが、82万9,000円の追加でございます。こちらにつきましては、国民健康保険特別会計への繰出金の追加でございます。

次に、2目の高齢者福祉費でございますが、こちらは99万6,000円の減額でございます。この主な内容は、介護保険特別会計繰出金の130万2,000円の減額によるものでございます。

次に、3目の障害者福祉費でございますが、こちらにつきましては6万2,000円の追加でございます。障害児の自立支援事業での追加ということでございます。

次に、15ページでございますが、2項4目の児童福祉施設費でございます。65万6,000円の追加でございますが、内容的には工事請負費で18万5,000円、備品購入費で47万1,000円でございますが、この内容は児童館運営事業ということで、児童館に係る予算の追加でございます。

次に、4款衛生費、1項保健衛生費の1目は省略させていただきますが、2目の予防費で13万9,000円の追加でございます。これにつきましては説明欄にございますとおり、がん検診事業では40万8,000円を減額をいたすものでございますが、女性特有のがん検診推進事業で54万7,000円を追加いたしますので、13万9,000円の追加ということになっております。

次に、16ページへお進みをいただきたいと思います。3項の上水道費、1目上水道費でございますが、240万円の追加でございます。これは起債のところでも、地方債のところでも追加がございましたとおり、同額240万円を水道事業会計へ出資金として繰り出すための追加でございます。

次に、5款労働費、1項労働諸費、1目の労働諸費でございますが、504万5,000円の追加でございます。これにつきましても歳入で申し上げましたとおり、県の補助金が補助率100分の100ということで受け入れをするわけでございますが、緊急雇用創出事業関係で、いわゆる消耗品費、それから臨時職員の賃金等の追加でございます。

次に、17ページをお願いいたします。6款農林水産業費、1項の農業費、3目の農業振興費でございますが165万4,000円の追加でございます。これにつきましては加工米の対策事業ということで、加工米の助成金の追加でございます。

次に、5目の農地費でございますが1,013万1,000円の追加でございます。これにつきましては説明欄にございますとおり、戦略作物生産拡大関連基盤緊急整備事業、これは頭沼用水路関係の負担金でございますが、500万円を追加をするものでございます。

それと、国営附帯県営農地防災事業、こちらが488万4,000円の追加でございます。

それと、もう一点が邑楽東部第一排水機場の維持管理事業費でございますが、高圧受配電盤定期点検の委託料で24万7,000円を追加をするものでございます。

次に、7目の農村環境整備費でございますが、57万円の追加でございます。これは、町単独土地改良事業に係る予算の追加でございます。

18ページをお願いいたします。7款商工費、1項商工費、4目観光費でございますが、31万円の追加でございます。これにつきましては、観光振興事業の追加ということでございますが、歳入、雑入のところで県町村会からの助成金30万円の歳入補正があるわけでございますが、これに伴うイベント参加等にかかる費用の追加でございます。

それでは、次に19ページをお願いいたします。9款消防費、1項消防費、4目の防災対策費でございますが、67万8,000円の追加でございます。こちらにつきましては、災害対策用備品購入費ということでの追加でございます。

それでは、次、20ページをお願いいたします。10款の教育費、2項の小学校費、1目の学校管理費でございますが、18万9,000円の追加でございます。これにつきましては、小学校の運営ということで給食用備

品購入での追加でございます。

次に、2目の教育振興費でございますが、4万2,000円の追加でございます。こちら県補助金のところで同額補正がございますとおり、昆虫の森・天文台等へのバスの借上料の追加でございます。

次に、3項の中学校費、1目の学校管理費でございますが、31万8,000円の追加でございます。これにつきましては中学校の関東大会へ選手派遣の補助金の追加でございます。

次に、21ページをお願いいたします。4項の社会教育費、2目の文化財保護費でございますが、14万7,000円の追加でございます。内訳的には説明欄でございますとおり、文化財保存活用事業で3万2,000円の追加、それから文化的景観保護推進事業で11万5,000円を追加をするものでございます。

それから、5目、6目、8目につきましては省略をさせていただきます。22ページをお願いいたします。5項の保健体育費、1目の保健体育総務費でございますが50万円の追加でございます。これにつきましては、指定寄附金の補正でも申し上げましたとおり、いわゆるスポーツ少年団の育成のための指定寄附金をちょうだいいたしたところでございますので、同額をスポーツ少年団の補助金として支出をするための追加でございます。

次に、2目の保健体育施設費でございますが、89万3,000円の追加でございます。これにつきましては説明欄でございますとおり、弓道場の建設事業で89万3,000円を追加をするものでございますが、これもやはり指定寄附金のところで申し上げましたとおり、50万円の寄附金を追加の予算に財源として充当をするものでございます。

以上、歳出の合計補正額でございますが、1,920万9,000円ということでございます。

それから、23ページになりますが、地方債の前々年度における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書でございますが、この調書の関係につきましては、今回の補正予算に伴います地方債の補正後の数字が一番右側の欄に当該年度末現在高見込額ということで整理してございますので、後ほどごらんになっていただければと思います。

以上で説明を終わりますけれども、よろしくご審議をいただきまして、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。よろしくお願いいたします。

**○議長（野中嘉之君）** 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

荻野美友君。

**○11番（荻野美友君）** 11ページの14目、太陽光発電があると思うのですがけれども、前はなくて補正で100万円の追加ということなのですかけれども、放射能等々の事故がありまして、こういうのが非常にこれから増えていくような気もいたします。

そんな中で、この100万円というのは1件当たりなのか、あるいは大きさによると思うのですがけれども、何キロなんていうのがあるので、また県の負担金なんかの関係はどんなふうになっているのかを1つお聞きしたいと思います。

それと、20ページの中学校学校管理費ですか、教育費の。関東大会に参加したということで、非常に結構なことだと思うのですがけれども、どこでどんな競技というのですか、種目というのですか、どういう大会だったのかということと、人数はどのくらい参加していったとか、その辺のことをちょっと簡単に結構ですの

でお聞きしたいと思います。

○議長（野中嘉之君） 鈴木環境水道課長。

[環境水道課長（鈴木 渡君）登壇]

○環境水道課長（鈴木 渡君） 太陽光発電につきましては、23年度当初の予算が200万円とらせていただきました。

現在これにつきましては、7月末現在で21件設置の申請が出ておりまして、約200万円近く支給をされているということで、前年も補正をさせていただきましたけれども、23年度も大分お金のほうは不足をしてくるだろうということで、現在8月過ぎまでに既に5件以上の問い合わせが来ておりまして、不足を見込みまして10件分、最高が10万円でございます。10件分の100万円の不足額を見込みまして出させていただきます。そういうことでございます。よろしくお願いいたします。

○11番（荻野美友君） 1件当たり10万円なのですか。

○議長（野中嘉之君） 鈴木環境水道課長。

[環境水道課長（鈴木 渡君）登壇]

○環境水道課長（鈴木 渡君） つけ加えさせていただきますけれども、太陽光をつけたうちの平均が3.5から4キロワットぐらいです。使用の設置の電力が、1キロワット2万5,000円の補助が出ます。それで、最高限度額が10万円と。

ですから、4キロつけますと大体10万円かかりますので、最高10万円と。その10件分ということで見させていただきました。よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（野中嘉之君） 根岸教育委員会事務局長。

[教育委員会事務局長（根岸一仁君）登壇]

○教育委員会事務局長（根岸一仁君） 荻野議員の第2点目の中学生の関東大会の関係について、ご答弁いたします。

関東大会に出場したのは2つあります。1つが水泳の部、もう一つが女子剣道の部の2つになります。

まず、水泳の部ですけれども、中学3年生が8月8日、10日ということで群馬県の敷島公園にあります水泳場で大会を行いました。1名参加ということで、こちらにつきましては1万6,000円で経費的には少なく済みました。

もう一つ大きい女子剣道のほうなのですが、こちらはまず人数が選手が8名、監督1名ということで9名になります。大会を行ったのが、8月9日から11日の間なのですが、前日に1泊をしたいということで、こちらも入った金額となりました。こちらは交通費や宿泊費、その他を含めまして30万1,000円ということで人数もいましたので、ちょっと大きい金額となってしまいました。

結果は、残念ながら水泳につきましても剣道につきましても、入賞まではいかないということで伺っております。

以上です。

○議長（野中嘉之君） よろしいですか。

○11番（荻野美友君） はい。

○議長（野中嘉之君） ほかに。

小森谷幸雄君。

○5番（小森谷幸雄君） 小森谷でございます。

先ほどの太陽光の関係なのでございますが、先般インターネットの板倉町のホームページを見させていただきましたら、締め切りましたというご案内が出ていたのですが、そのままホームページ上はそうなっているかと思いますが、基本的にはこの補正が通れば、それを何らかの形で多分告知をされると思うのですが、ホームページ上、あるいは広報紙等でご案内をする考え方でございましょうか、その点についてお伺いします。

○議長（野中嘉之君） 鈴木環境水道課長。

[環境水道課長（鈴木 渡君）登壇]

○環境水道課長（鈴木 渡君） ただいまのご質問でございますけれども、当然予算上20件分の予算だったものですから、締め切りということで出させていただいておりますけれども、補正が通ればホームページ、あるいはほかの広報紙等でまた募集をしたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（野中嘉之君） よろしいですか。

○5番（小森谷幸雄君） はい。

○議長（野中嘉之君） ほかに。

黒野一郎君。

○7番（黒野一郎君） 7番、黒野です。幾つかお願いしたいと思っておりますけれども、10ページで説明があったのですが、一番上のほうの町村の魅力あるという云々の助成金ですか、先ほど何か県の町村会からという、これは毎年出ているのか。さらに、このイベントですけれども、もし内容が具体的にどのような内容なのか、お願い申し上げます。

それから、一番後ろの22ページで、先ほど課長から説明いただいたスポーツ少年団の報告がございましたけれども、スポーツ少年団の助成金も含めて50万円をいただいたわけですが、もし今の時点でこのような今後の活動の内容がわかればお願いしたいと思います。

下のほうの弓道については、弓道場はこれから工事が始まるわけでしょうけれども、こういったことの中での一部を含めたことで、その中に加わっていいものができるのではないかなというような内容が書いてありますけれども、その2点をひとつよろしく申し上げます。

○議長（野中嘉之君） 山口産業振興課長。

[産業振興課長（山口秀雄君）登壇]

○産業振興課長（山口秀雄君） それでは、1点目につきましてご説明をさせていただきたいと思っております。

町村の魅力を訴えるイベント助成金という形で、こちらにつきましては全国の町村会、こちらが主催ということで12月の3日、4日、2日間におきまして東京の国際フォーラム、こちらのほうでさまざまな全国の町村のPRをするものを展示するということで伺っております、こちらにつきましても町のほうも参加をしたいということでございます。

内容につきましては、全国の町村がそれぞれ持っている物産や観光資源など自慢の品、これを首都圏の住民にアピールするためということでございまして、これは今年度この話が来ておりまして、来年以降こうい

う形でもたやるかという話は現在のところいただいておりません。

以上でございます。

○議長（野中嘉之君） 根岸教育委員会事務局長。

[教育委員会事務局長（根岸一仁君）登壇]

○教育委員会事務局長（根岸一仁君） それでは、黒野議員さんの質問は2点ほどあったかと思いますが、まず1点目のスポーツ少年団の関係ですが、今回50万円ほどの寄附をいただきまして、関係する8団体で会議をさせていただきました。その結果といたしまして、1団体につきまして5万円を割り振りまして、残りの10万円は少年団全体の運営にということで、合計50万円を活用させていただくという予定であります。

また、2点目の弓道場の関係なのですけれども、こちらにつきましては当初の計画で建屋等も予算を組んでいたわけですが、今回の50万円の寄附をいただいて、より使いやすいようにというお話もありましたので関係者の意見等も十分聞きまして、奥行きを約7メートルほど広げるような形をとりたいと思っております。そうしますと、建屋も広がりますが、土台のほうも広がりますので、そうしますと寄附をいただきました50万円だけですと予算を積算した関係上ちょっとおさまりませんので、その差額を町から補正をとりまして、今後つくりました弓道場を末永く、そしてより使いやすいようにということで今回の補正をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（野中嘉之君） 黒野一郎君。

○7番（黒野一郎君） それで、先ほど10ページのイベントにつきましては町からは参加とか、何かこう具体的にそういうお考えは今の時点であるのか。

それから、先ほどのスポーツ少年団の8団体ですか、40万円を分け合うと。50万円ですスポーツ少年団独自で何かこうイベント、町を活性化するとか、そういうお考えではなくて各8団体がお金を分け合ってしまうと、各団体で自由に使うとか、やってくださいという、そういう意味なのですね、意味合いとすれば。いただいたお金をスポーツ少年団で何かこう中心にやるとか、そういうのではないわけですね。

何かまた聞くところによると、50万円の内訳の中で野球とかチームが今後よりよくなればいいのではないかなという、そういう目的の中で、ただし町の中には硬式がないから断念し、スポーツ少年団にお金を寄附したというような経過をちょっと聞いているのですけれども、ですから各8チームで分け合って、それでやっていくということなのですね、今の話ですと。

[「8団体。8チームじゃないでしょう」と言う人あり]

○議長（野中嘉之君） 根岸教育委員会事務局長。

[教育委員会事務局長（根岸一仁君）登壇]

○教育委員会事務局長（根岸一仁君） ただいまの少年団の関係ですけれども、先ほどちょっと説明しましたように、各団体には5万円ずつ行きますが、そのほかに残りました10万円があります。この中で、ですから2本立ての考え方になるのかなと思っております。

まず、基本的には各スポーツ少年団で、それぞれの活動を充実した内容にと。また、議員さんご指摘のように団全体として何かやるという、そういう余地を残して10万円を全体のほうへと、そういうような役員会の考えであろうかと思えます。

以上です。

○議長（野中嘉之君） 山口産業振興課長。

[産業振興課長（山口秀雄君）登壇]

○産業振興課長（山口秀雄君） 先ほどちょっと説明が足りずに申しわけございませんです。

7款の支出のほうで、観光事業のほうで、実はこの12月のイベントのほうに出席するためのPR用のパネル、それから同じPR用の農産物だとか加工品、こういうものを購入する代金と、それから揚舟、こういうチラシの増刷、それとそちらに行くための有料道路の利用だとか駐車場というような形で計上させていただいておりますので、今回そういう形でこちらの展示会に出席をする予定でございます。

以上です。

○議長（野中嘉之君） よろしいですか。

町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） スポ少の関係、先ほど議員さんが言ったように、寄附をされた人の意向は自分も野球もやってきたしということで、できれば少年野球のほうにという意向もあったのですが、それは先ほど言ったようにリトルリーグ関係とか、いろいろちょっと難しい絡みもありまして、いわゆる寄附者の意向を十分意見を聞きながら対応した結果がただいまのような結果ということでございまして、寄附をされた方も十分快く理解をされているというふうに見受けております。

○議長（野中嘉之君） よろしいですか。

○7番（黒野一郎君） はい。

○議長（野中嘉之君） ほかに。

秋山豊子さん。

○10番（秋山豊子さん） 10番、秋山です。15ページの児童館運営事業の中のこれはエアコンは1台でしょうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（野中嘉之君） 永井福祉課長。

[福祉課長（永井政由君）登壇]

○福祉課長（永井政由君） このエアコン取り付け工事なのですが、図書室と職員が2名おる場所なのですが、部屋がつながっております、1台は開館当時に新しいエアコンにつけかえたのですが、もう一台あるのですけれども、それが老朽化のために壊れてしまして、その交換の取り付け工事です。

以上です。

○議長（野中嘉之君） 秋山豊子さん。

○10番（秋山豊子さん） そうしますと、遊戯室というか、あと2部屋ありますよね。そちらは、たしか扇風機だったように思うのですけれども、エアコンはつかないということですね。

○議長（野中嘉之君） 永井福祉課長。

[福祉課長（永井政由君）登壇]

○福祉課長（永井政由君） 遊戯室と集会室は扇風機もあるのですけれども、エアコンも既に設置済みです。ついております。



○議長（野中嘉之君） よろしいですか。

○10番（秋山豊子さん） はい。

○議長（野中嘉之君） ほかに。

延山宗一君。

○4番（延山宗一君） 4番、延山です。昨年までは農業振興の一環としてコスモスマつりが、イベントです、実施されたのですけれども、今年度につきましては中止だということになっております。当然予算は計上しなかったわけなのですけれども、原宿地区で3万平米、約3ヘクタール、10アール5,000円の補助金を出したということで作付と言っているのですかね、されたということなのですけれども、当然そうなりますと補正なりなんなりを組んでと、これ何らかのPRなり、例えばイベント的な企画と言いますか、そういうものも可能なかなと思うのですが、その辺についてお伺いしたいと思います。

○議長（野中嘉之君） 山口産業振興課長。

[産業振興課長（山口秀雄君）登壇]

○産業振興課長（山口秀雄君） コスモス祭りの関係でございますけれども、基本的に今年度のコスモス祭りの負担金という予算は、まだ現在残っております。

ただし、これは例年と同じような形でコスモス祭りをを行うという上で計上してあるものでございます。ただいま延山議員のほうからありましたが、コスモス祭りについて中止になった経過というのは、やはり農地を有効に使う。米麦で二毛作をして、それで農業経営の向上を図るという理由でありますので、これは至極当然のことでありまして、そういう経過のもとに現在の板倉川北部の地区について中止という形でございます。

しかしながら、それを一切なくするというのでは、なかなかこう急になしということでは忍びないというようなことで、一部岩田地区でございますが、農協のJA板倉西支所の東側、こちらが約2ヘクタールから3ヘクタールの部分でありますけれども、こちらについて遊休農地化していた部分がございます。その部分について、今回草の伐採を行いまして、その後コスモスの播種を行っております。ただ現在のところ、そこについてどういう形でイベントをとるところは検討中でございます。

それと、町内北地区の大曲でございますが、大曲の集落営農組織を運営している中に一部やはり麦をつくっているところですが、そちらの部分にここ何年か東北自動車道、高速のほうから見られる場所にみずからコスモスをまいてくださったのですけれども、それを少し広げてご協力していただけるということもございましたので、こちらは種代だけと。あくまでも除草だとか管理は地元でやっていただけるという上で種の供給をいたしております。

そういう中で、一応コスモスに関連する経費が一部発生しておりますので、現在あるコスモス祭りの負担金、こちらを整理いたしまして今年度利用していきたいと考えております。

以上です。

○議長（野中嘉之君） 延山宗一君。

○4番（延山宗一君） そういう計画であるということであれば、せっかく中止はしたものの、観光というような課の中でも当然取り組んでもいいのかなと思うのですけれども、十分に検討していただきたいと思っております。

○議長（野中嘉之君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 町民の方はなかなか誤解をされているというか、そのコスモス祭りがなぜ開催されたというか、コスモス畑そのものがなぜ形成された最初の年度、それは自分のホームページ等で積極的に説明をしているのですが、議員さんはそれはおわかりだろうと思っております。

それから、また町が単体でコスモス祭りをやっているみたいな、どうも町民の皆さんもそういう誤解も受けているようで。基本的には、その出発の経緯から、当時10年前農業振興するために、その当時のベストの選択が小麦をつくって補助金をもらい、さらに景観作物をプラスして1万円の補助金をもらうことが当時の地権者も一番有利であったと、そういうことからいわゆる小麦を6月、あるいは7月に入って区切りがついたところから11月の次の小麦を播種する間の約5カ月間の有効利用を踏まえて、そういった花を導入し、なおかつそれが当時の板倉町のいわゆるニュータウンの外に向けてのPRの時期とも合致した関係上、町も相乗りをして推奨しながら今日までやってきたという、そういう経緯があるわけでございます。

加えて、それが今日農業政策が大きく変わったことによって、今現在あそこの地権者の農家の求めているものは総合所得を考えたときに、あそこへコスモスよりもどうしても稲をつくりたいと。小麦をつくって、その後稲をつくりたいという、いわゆるそういった意向が強かったものですから、そういう意向に沿うということでもありますし、またコスモス祭り開催の負担に関してプラスが出ないのです。その負担に対して、農協そのものと町そのものが補助金という形、あるいは負担金という形で折半をして不足米を投入してきたという経緯がありますが、その農協が板倉農協からJA邑楽館林という形に合併をした経緯の中から、一つの町の事業に一定以上の補助金は多く出せないという。したがって、農協はコスモス祭りからは撤退をするというような当時の判断もございましたので、総合的に地権者、あるいは農協のそういった方向性も踏まえ、中止もやむなきという形になったわけですが、まさに残念なのは、町民の皆さんがそういう経緯をご理解をなかなかいただけなくて、やっぱりコスモス祭りをやれば人が集まる、いわゆるPR効果の面だけをどうしても求められますので、先ほど答弁をした一挙にやめてしうのは忍びないという部分のこだわりがどうしてもあった関係上、たまたま農協の支所の東の部分に、これはまた違うサイドから同じ農業面でも町のやや中心部が荒れ野原になって犯罪、あるいは防災、冬場のヨシワラというか、夏場は茂って犯罪の温床になる可能性もある。あるいは冬場は火災、そういったことを踏まえたときの危険性も考えたときに、何かきれいにする方法はないかということもありませんでした。

ただ、地権者があるものですから、ただでももちろん話に乗った可能性はあるわけですが、町としてはそこ全体を今年はとりあえずコスモスということではありますが、遊んでいる3ヘクタール、4ヘクタールをこれからどういうふうにするかという町としての起爆剤として借り上げて、だれも手をつけない場所ですから町が手をつけるとすれば借り上げて、それを例えば都会に向けた家庭菜園、小さい区画をたくさんつくってとかいろんな今プランも実現する可能かどうかも含め検討中ではありますが、要はそういう遊休農地解消という側面と、町のコスモス祭りを一挙にゼロにしてしまうには忍びないなど。ただ60ヘクタールあったところから、最終的には昨年が農協のずっと続いた場所で20ヘクタール未満まで、3分の1にまで年々落ち込んできたわけです。それでも、十七、八ヘクタール程度の面積はあったと思うのですが、今回はとりあえず3ヘクタールぐらいということで、しかも今までは水田、適度な水分もある水田の中へ播種をした関係で良好な発芽が望まれたので

すが、今年については完全な畑ということでありまして、果たして夏の真っ盛りにまいて生えるかどうかも含めて非常に、いわゆる荒れた畑をとりあえず開墾をして、そこへ何かそのままで置くとすぐまた1カ月もすれば草ぼうぼうになってしまうから、コスモスでもまけばよいのだろうと。したがって、その生えるか生えないか乾燥ぐあいによって、今年も予定よりこの間の乾燥で1週間ぐらいおくれたそうではありますが、でも幸いその後に雨が降って、良好な発芽が今見られております。ですから、出発の時点ではいろんな理由でそういった形に踏み込んだわけではありますが、わずか3ヘクタールでも考えようによっては市街化区域の中にあって、非常に小さくても、もしかすると相当なインパクトはあるのではないかという考え方もできますので、わずか3ヘクタール、されど3ヘクタール、そういう意味で。

ですから、これからそういうわずか1カ月後ぐらいの間で順調に花が咲くだろうということをやや見込めますので、担当課長とせっかくの3ヘクタール、それも例えば見事に開花することを想定したときに、ではどういう形でお祭りの要素というよりも、それを有効活用して見ていただくか。その波及効果、今まではこちらでやったときは出店をしたりいっぱい、むしろこちらから要請をしてやったわけですか、そういったところをこれから短期間で考えていこうという、率直に言って行き当たりばったりの感じでございます。

したがって、来年またそこでコスモスをやるかどうかも含め、地権者との相談も必要でありますし、できれば地権者に貸していただければ、いろんな意味で先ほど言ったような方法も含め、いろんな可能性を探っていきたいとも考えております。

また、その節にはこうした議会の場合であるかどうかは別として、非公式にでも議員の皆様方のお考えをいただきながら、そういう方向性を探っていきたいとも考えておりますので、ご相談に乗っていただければと思っております。そういう経緯でございます。

○議長（野中嘉之君） いいですか。

○4番（延山宗一君） はい。

○議長（野中嘉之君） ほかに。

今村好市君。

○1番（今村好市君） 1番、今村です。

4ページの地方債の補正、公共事業等債八間樋橋の整備の関係ですが、ここで1,170万円の減額、先ほどの説明だと事業費配分の減額という説明だったのですが、これちょっと理解できないので、細かい説明をお願いいたします。

1,170万円については、一般財源で補正していますので、恐らく全体事業費は減額されていないのだと思うのです。ただ起債の限度額とか、起債の対象額が減額されたのであれば当然わかるのですが、その辺の説明をお願いいたします。

それと、17ページの農村環境整備費の中の町単独土地改良事業の調査委託料、これは新規の事業だと思うのですが、面積だとか面的整備なのかどうかということと、場所を教えてください。

それと、次のページの19ページ、災害対策用備品購入費、これはこの間話があった放射能の測定機器かなというふうに思うのですが、何台買って、今どういう活用を具体的にしているのか、その結果についてはどう調整をして公表しているのか、これを簡単にお願ひしたいと思います。それだけお願いいたします。

○議長（野中嘉之君） 中里企画財政課長。

[企画財政課長（中里重義君）登壇]

○企画財政課長（中里重義君） それでは、第1点目のご質問にお答えいたします。

この八間樋橋の関係なのですが、これいわゆる国の交付金事業として事業を進めるということで、今年度交付金事業としての採択がなされたわけですが、当初の事業費の要望額、配分というふうに先ほど申し上げましたが、町からの今年度の要望としては7,400万円を出してありました。これに対して、交付金の交付率が55%でありまして、その残り、いわゆる補助裏について起債充当率が90%であります。そういったことで当初3,190万円の起債の限度額を定めさせていただいたわけですが、国からの採択に伴う事業費のいわゆる配分額が5,000万円ということで、町から要望した7,400万円に対して2,400万円減少してきたということでございます。

そうしますと、5,000万円に対しての交付金の交付額が2,750万円になりまして、その残り2,250万円の90%が起債対象になります。そうしますと、計算をしますと2,025万円までは起債ができるという計算になるわけですが、そこを丸めまして2,020万円の起債ということで今後事業を進めていきたいということでございます。そういうことでありますので、1,170万円の限度額の減額ということでございます。

以上です。

○1番（今村好市君） 1,170万円、町が一般財源で補正していますよね。それは、全体事業費は変わらないのではないですか、町単独が増えるということですかね。

○議長（野中嘉之君） 中里企画財政課長。

[企画財政課長（中里重義君）登壇]

○企画財政課長（中里重義君） 今議員がおっしゃられた補正というのは、町債の3目土木債のことですかね。これは、そういうことで、ですから当初3,190万円の起債を限度額として見込んだわけですが、国からの配分が7,400万円から5,400万円に減少したということで、この4ページにあります起債の限度額、これを1,170万円減額したのと同じで、ここで歳入予算として1,170万円を落としたということです。

ですから、全体事業費は7,400万円ではなくて、あくまで国から配分を受けた5,000万円が今年度の全体事業費ということでございますので、ご理解いただきたいと思えます。

○1番（今村好市君） わかったような、わからないようなのですけれども、そうすると今年度の事業費は減るということですね。事業そのものが減るのですね。次年度、また交付金を申請するのでしょうか、その辺。

[「2,000万ぐらい減るという話だからな」と言う人あり]

○議長（野中嘉之君） 小野田都市建設課長。

[都市建設課長（小野田国雄君）登壇]

○都市建設課長（小野田国雄君） 当初予算で7,400万円の予算を計上したわけでありましてけれども、交付決定が5,000万円ということで、今回町の起債ですかね、町の負担分を減額をさせてもらったわけでありましてけれども、事業全体については本来であれば同時に減額すべきだと思うのですけれども、今回減額をしておりますので、12月になるかと思っておりますけれども、早い時期に事業費も減額をしていきたいと思っております。

○1番（今村好市君） わかりやすくするならば、今回やっぱりきちんと整理したほうが、もう決まっている

のでしょう、交付金は。決まってしまったのでしょうか。交付金の額と起債の額が。

だから、事業費も減額すればよかったのではないですか、12月ではなくて。それ以上の事業はできないのでしょうか。その辺は関連があるのですから、わかりやすいように、やっぱり補正も上げてもらわないと、片方だけ減額して、事業費はそのままやっつけていけるからという。その不足分は町単独事業で出すのかねという、そういう理解をしてしまうものですから、その辺は今後よろしく願いいたします。

○議長（野中嘉之君） 今村好市君に申し上げます。2回目の答弁、ほかも行ってから後にまた質問してください。

山口産業振興課長。

[産業振興課長（山口秀雄君）登壇]

○産業振興課長（山口秀雄君） ご質問の町単の調査委託料でございます。こちらにつきましては、施行年度がちょっと今定かでは、忘失してしまったのですが、団体営農道で実施いたしました海老西でございます。こちらが福祉センターの東で小保呂農水路、それ沿いに南に向かって354の手前の堤防ですかね、堤防というか自然堤防、そちらに向かっていく団体営農道で実施した区域の一部が実は未買収の部分がございまして、その部分について地権者の方の了解を得たということで、そちらの調査を行うというもので計上させていただきます。

一部道がちょっと細くなっていて、高さも低いということで水がたまるということで大変苦慮しておったのですが、そちらについて調査をして、今後買収して整備をしていきたいというものでございます。

以上です。

○議長（野中嘉之君） いや、まだもう一人いるでしょう、答弁。

田口総務課長。

[総務課長（田口 茂君）登壇]

○総務課長（田口 茂君） 議員の質問の関係ですけれども、対策用の備品の購入費の関係、この購入費の備品の内容については私のほうから説明申し上げまして、放射能の測定の関係は既に前の補正で多分購入してあるということでご理解いただいているのだと思うのですけれども、環境水道課長のほうから活用の状況については説明申し上げますので、よろしく願いします。

今回の備品購入につきましては、3月11日に震災に遭いまして、実際に対策本部を立ち上げて、本当に一昼夜を過ごしたという状況です。そんな中、いろんな備品が不足しているのはご承知のとおりですけれども、一番困ったのが、そのとき対策が夜間に及んだものですから、いわゆる自家用の発電機、それは光を求める投光器、そのための発電機もなかったと。投光器そのものもその当時は発電機は3台、それと投光器が2台しかなかったと。本部が町に置いて、実際の公民館5カ所に避難所を設けました。それらの光がないためにろうそくを用いたというのが実態です。緊急的にですけれども、それらを取りあえず公民館の5カ所については発電機と、いざというときの投光器を備えたいということで5台、5台を購入したいということの補正ですので、よろしく願いします。

以上です。

○議長（野中嘉之君） 今村好市君。

○1番（今村好市君） そうすると、町単独の土地改良事業については団体営事業の道路整備の補完ですね。

それで、なぜ調査費が必要なのか。団体営である程度調査測量だとかしていると思うので、用地買収をして整備をするのだとすれば、調査費は必要なかどうか、その辺ちょっと聞きたいのです。

それと、先ほどの私の勘違いで、災害対策用備品については自家用発電機を各公民館、これは理解しましたので結構です。

○議長（野中嘉之君） 山口産業振興課長。

[産業振興課長（山口秀雄君）登壇]

○産業振興課長（山口秀雄君） 団体営の農道の関係でございますけれども、当時その約100メートルでございますけれども、その区間は調査をしていなかったというふうに聞いております。

その前後については、既に見積り済んでおりますけれども、それと相当期間がたっているということもありますので、もう一度きちっと現地を確認して、調査をしてということで買収の面積を出してという手続をとりたいということで、今回町単で計上いたしております。

以上です。

○1番（今村好市君） はい、結構です。

○議長（野中嘉之君） よろしいですか。ほかに。

青木秀夫君。

○9番（青木秀夫君） 先ほど説明があったので、私ちょっと勘違いしていたのでわからなかったのですが、コスモスの関係なのですか、コスモスの作付している場所というのは今まで資源化センターの周辺とか、そこではないのですか、3ヘクタールというのは。私もあそこの3ヘクタール、今度土地開発公社から取得した土地とか、あの辺にでも植えたのかなと思ったのですが、そうではなくて農協の西支所のあたりですか、あの周辺の空き地にその3ヘクタールほど植えたということなのですか、そういうことですか。

[「はい」と言う人あり]

○9番（青木秀夫君） そうすると、今までのあそこと全然関係ないところでやるということですか、部外者というか町外の人にはなかなか案内というか、宣伝が難しいのです。そういうことですか、わかりました。

○議長（野中嘉之君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 今まで60ヘクタールのコスモス畑が10年間で20ヘクタール以下になってしまったと。それを補完する方法として、例えばあそこの土地開発公社、この間5億円を出して買った、あそこもせっかく町の所有の土地と同じようなものですから、減る分ぐらいはたとえ3ヘクタールでも5ヘクタールでも、あそこ5ヘクタールぐらいあるわけですからまいたらどうかとか、いろんな今まで試行錯誤もしてきましたが、結果的に今年はずいぶんということで種だけはありますから、季楽里の裏側とか、そこもちょっとできれば草ぼうぼうよりも見ばえがいいからと、やっぱり生えないのです。あそこもまいたのですが、

先ほど申しあげました場所はそういうことで、あちらはもう全部区画、本来が米をつくるために巨額の投資をして土地改良事業も行ったものですから、当初の目的はいろいろありましたが、暫定的にコスモスで流れてきたという経緯から農家の意向、農協の方向性を踏まえた上、あるいは資金計画も財政措置も考えた上で中止にやむなく至ったと。

ただ、今言った突然やめてしまうということに対して、町民の皆さんがせっかく有名になったのにか、だけれども場所がないのですからできないのですけれども、そういう意味で四、五ヘクタールはあそこはあるのですが、全部まくには相当な費用もかかりますしということで、本当に大金をつぎ込まずに、片や遊休農地の解消と、いわゆる防災対策とかいろいろなことから、実は反当5,000円で1期間だけということで、だから3ヘクタールでも15万円ですから、そのぐらいのことで町が中央部の一番心配される、いわゆる中学校の前、それから海洋センターの西、そういうイメージで西小学校の北、その地域ですから、そういういろんな多目的な形で荒れ地をコスモスにとりあえず花にすると。したがって、面積も小さいし、いわゆる祭りとして展開するためには駐車場とかいろいろなものも逆に入り用になります関係も含めて、お祭りとしてそれが発展的にやれるかどうかも含めて、当初から無理だろうという。ただ、コスモスも代替的にとりあえずここでちょっとまいてみますよぐらいなイメージでいいだろうと。それでも、防災対策とかいろいろな意味で効果はあるということで、投資する金は向こうへ投資した額は年によっては700万円もつぎ込んでいるのですから、それを農協と板倉町で350万円ずつも負担をした年もありましたし、少なくとも一昨年は70万円ずつの負担でもありましたし、それから比較すればきれいになって安全になり、なおかつ花も見られると。見たい人は多少来るだろうということも含め、だから大きな期待をかけずに、とりあえず出発をしたということでございます。

ただ、それがそこそこになるということであれば、活用の仕方をあそこは駐車場も農協の大きい敷地の中にありますし、一定の何か話し合いでも見に来る人もいるのかなとか。でも、あそこは人家つきですから、混雑が予定されるようになったらしようがないとか、いろいろ今考えながら推移を見守りながら、とりあえずお祭りということにはならないと思いますが、対策は考えていきたいというふうに考えています。そういうことです。

○議長（野中嘉之君） よろしいですか。ほかに。

市川初江さん。

○8番（市川初江さん） 8番、市川です。

7ページ、第14款国庫支出金でございますけれども、衛生費のほうですけれども、女性特有のがんの検診推進事業でございますけれども、これは何人ぐらい検診の申し込み者があって、1人どのぐらいの補助金が出ているのか、ちょっと教えていただけたらと思ひましてご質問いたしました。よろしく願いいたします。

○議長（野中嘉之君） 小嶋健康介護課長。

[健康介護課長（小嶋 栄君）登壇]

○健康介護課長（小嶋 栄君） それでは、女性特有のがん検診推進事業の補正につきまして説明申し上げます。

今般の女性特有のがんの検診事業の補助金につきましては、女性のがん的人数が増えたことではなくて、新たに大腸がんの検診が国庫補助事業として認められたというものに対する補助金の追加でございます。

検診の検診費につきましては1件1,690円の単価でございます、今回230名分の2分の1を補正するものでございます。ですので、子宮頸がん検診及び乳がん検診等の受診者の増によるものではないということでご理解いただければと思ひます。よろしく願いいたします。

○議長（野中嘉之君） 市川初江さん。

○8番（市川初江さん） そうでございましたか。

そうしますと、ここの補助金はこの大腸がんに対しての補助金と、国からの。そういうことでございますか。

○議長（野中嘉之君） 小嶋健康介護課長。

[健康介護課長（小嶋 栄君）登壇]

○健康介護課長（小嶋 栄君） この補助金につきましては、町が実施します大腸がん検診事業に対する国庫補助、町に対する補助ということでご理解いただきたいと思います。

○議長（野中嘉之君） よろしいですか。

○8番（市川初江さん） はい。

○議長（野中嘉之君） ほかに。

[「なし」と言う人あり]

○議長（野中嘉之君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（野中嘉之君） 討論を終結いたします。

これより議案第48号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（野中嘉之君） 挙手全員であります。

よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

---

#### ○議案第49号 平成23年度板倉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

○議長（野中嘉之君） 日程第13、議案第49号 平成23年度板倉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 議案第49号 平成23年度板倉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてということでございます。

本案につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ20万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億2,169万5,000円とするものでございます。

歳入につきましては、諸収入に20万円を追加するものでございます。

歳出につきましては、諸支出金に20万円を同じく追加するものでございます。

なお、細部につきましては、担当課長からご説明を申し上げます。よろしくご審議をいただきたいと思います。

○議長（野中嘉之君） 小嶋健康介護課長。



[健康介護課長（小嶋 栄君）登壇]

○健康介護課長（小嶋 栄君） それでは、議案第49号 平成23年度板倉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきまして説明申し上げます。

今般の補正につきましては、歳入歳出の予算の総額に歳入歳出それぞれ20万円を追加しまして、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,169万5,000円とするものでございます。

2ページ、3ページ、第1表及び4ページ、5ページにつきましては町長の説明のとおりでありますので省略させていただきます。6ページをごらんいただきたいと思います。

歳入ですが、4款2項1目保険料還付金に20万円を追加しまして35万円とするもので、後期高齢者医療連合からの歳入になります。

7ページをお願いいたします。歳出でございますけれども、3款1項1目保険料還付金に20万円を追加しまして35万円とするものでございまして、現在の支出済額から今後の必要額を追加するものでございます。

以上で説明を終了しますが、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（野中嘉之君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（野中嘉之君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（野中嘉之君） 討論を終結いたします。

これより議案第49号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（野中嘉之君） 挙手全員であります。

よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

---

○議案第50号 平成23年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

○議長（野中嘉之君） 日程第14、議案第50号 平成23年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 議案第50号でございます。平成23年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてということでございます。

本案につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ688万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ20億3,626万9,000円とするものでございます。

歳入につきましては、繰入金に82万9,000円を、繰越金に605万6,000円をそれぞれ追加するものでございます。

歳出につきましては、総務費に82万9,000円を、保険給付費に42万円を、諸支出金に563万6,000円をそれぞれ追加するものでございます。

細部につきましては、担当課長より説明を申し上げます。

○議長（野中嘉之君） 小嶋健康介護課長。

[健康介護課長（小嶋 栄君）登壇]

○健康介護課長（小嶋 栄君） それでは、続きまして、議案第50号 平成23年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきまして説明申し上げます。

今般の補正につきましては、歳入歳出の予算の総額に歳入歳出それぞれ688万5,000円を追加しまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ20億3,626万9,000円とするものでございます。

2ページ、3ページ、第1表及び4ページ、5ページにつきましては町長の説明のとおりでありますので省略させていただきます。6ページをごらんいただきたいと思います。

歳入です。9款1項1目一般会計繰入金、3節職員給与費等繰入金に82万9,000円を追加するもので、臨時職員に係るものでございます。

次の10款1項2目その他繰越金605万6,000円につきましては、歳出補正の2款及び12款の財源としまして前年度繰越金を追加するものでございます。

7ページをお願いいたします。歳出です。1款1項1目一般管理費の共済費に25万9,000円、賃金に57万円を追加するものでありまして、財源につきましては一般会計繰入金でございます。

次に、2款4項1目出産育児一時金42万円の追加でございますが、平成22年度出産育児一時金、国庫補助金精算に係ります返還金でございます。

次のページをお願いいたします。12款1項償還金及び還付加算金でございますが、1目保険税還付金につきましては、今後の推計によります追加でございます。

次の3目、4目につきましては、それぞれ平成22年度清算に係る返還金の追加でございます。

以上で説明を終了しますが、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（野中嘉之君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（野中嘉之君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（野中嘉之君） 討論を終結いたします。

これより議案第50号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（野中嘉之君） 挙手全員であります。

よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

---

○議案第51号 平成23年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第2号）について

○議長（野中嘉之君） 日程第15、議案第51号 平成23年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 続いて、議案第51号でございます。平成23年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてということでございます。

本案につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,087万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億6,582万2,000円とするものでございます。

歳入につきましては、支払基金交付金に31万8,000円、繰越金に2,383万2,000円を追加をし、国庫支出金から134万1,000円、県支出金から67万1,000円、繰入金から126万円をそれぞれ減額をするものであります。

歳出につきましては、基金積立金に1,705万2,000円、諸支出金に678万円をそれぞれ追加をし、地域支援事業費から295万4,000円を減額をするものでございます。

なお、細部については同じく担当課長からご説明を申し上げます。

○議長（野中嘉之君） 小嶋健康介護課長。

[健康介護課長（小嶋 栄君）登壇]

○健康介護課長（小嶋 栄君） それでは、議案第51号 平成23年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきまして説明を申し上げます。

今般の補正につきましては、歳入歳出の予算の総額に歳入歳出それぞれ2,087万8,000円を追加しまして、歳入歳出の総額を10億6,582万2,000円とするものでございます。

2ページ、3ページ、第1表及び4ページ、5ページにつきましては町長の説明のとおりでありますので省略させていただきます。6ページをお願いいたします。

歳入です。3款2項国庫補助金ですが、2目地域支援事業交付金につきましては、介護予防事業の臨時職員経費等の増額による追加でございます。3目地域支援事業交付金につきましては、包括・任意事業の職員人件費等の減額によるものでございます。

次の4款1項支払基金交付金並びに5款2項県補助金につきましても、同様の理由によるものでございます。

7ページをお願いいたします。7款1項一般会計繰入金でございますが、2目につきましては介護予防事業費の増額、3目につきましては包括・任意事業の減額によるものでございます。4目その他一般会計繰入金につきましても介護予防事業、包括・任意事業に係る減額でございます。

7款2項1目介護保険基金繰入金でございますが、介護予防事業費と包括・任意事業費のうち、人件費を除いた部分の保険者負担分を追加するものでございます。

8ページをお願いいたします。8款1項1目繰越金でございますが、前年度の繰越金の追加であります。

次に、9ページをお願いいたします。歳出です。4款1項1目基金積立金ですが、前年度繰越金を財源としました追加でございます。

次に、5款1項1目介護予防事業であります。地域包括支援センター臨時職員1名雇用に係る経費の追加でございます。

次に、10ページをお願いいたします。5款1項2目介護予防普及啓発事業であります。具体的には健康づくり教室を現在3回実施を予定しております。それを増やしまして6回にするための参加者分の損害賠償保険料と講師の委託料の追加でございます。

次に、5款2項包括・任意事業にかかわる一般管理費でございますが、職員人件費の減額でございます。

次に、11ページをお願いいたします。5款2項2目包括的・継続的ケアマネジメント事業でございますが、地域包括支援センターシステムの委託料16万1,000円の追加でございます。

次に、7款1項1目第1号被保険者保険料還付金につきましては、今後の推計により20万円を追加し、2目償還金につきましては平成22年度分の精算による658万円を追加するものであり、財源につきましては前年度繰越金であります。

以上、説明を終了しますが、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（野中嘉之君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔なし〕という人あり〕

○議長（野中嘉之君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔なし〕という人あり〕

○議長（野中嘉之君） 討論を終結いたします。

これより議案第51号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（野中嘉之君） 挙手全員であります。

よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

---

#### ○議案第52号 平成23年度板倉町水道事業会計補正予算（第1号）について

○議長（野中嘉之君） 日程第16、議案第52号 平成23年度板倉町水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

〔町長（栗原 実君）登壇〕

○町長（栗原 実君） 議案第52号でございます。平成23年度板倉町水道事業会計補正予算（第1号）についてでございます。

本補正につきましては、一般会計出資金及び一般会計出資債償還負担金に関するものでございます。

補正予算の内容でございますが、1点目の出資金につきましては平成23年度管路耐震化事業費の変更に伴

い、資本的収入の第5項出資金既決予定額260万円に240万円を追加をして補正するものでございます。

2点目の一般会計出資債償還負担金につきましては、一般会計の交付税措置相当分を減額するものでございます。

元金分については、資本的支出の第3項一般会計出資債償還負担金、既決予定額128万8,000円から70万5,000円を、そして利息分については収益的支出第2項営業外費用、既決予定額2,635万4,000円から64万4,000円をそれぞれ減額をして補正をさせていただくものであります。

なお、細部については水道課長から、担当課長ですね、ご説明を申し上げますのでよろしくお願いを申し上げます。

○議長（野中嘉之君） 鈴木環境水道課長。

[環境水道課長（鈴木 渡君）登壇]

○環境水道課長（鈴木 渡君） それでは、議案第52号 平成23年度板倉町水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、先ほど町長にもありましたとおり、一般会計の出資金及び一般会計の出資債、償還負担金に関連する補正でございます。

具体的に申し上げますと、14ページをお願いしたいと思います。14ページの平成23年度板倉町水道事業会計補正予算（第1号）の予算明細書を見ていただきたいと思います。収益的支出の第2項営業外費用のその他雑支出としまして64万4,000円を減額補正するものでございます。これにつきましては、一般会計出資債償還負担金の利息分でございます。

また、その下の15ページをお願いいたします。資本的収入の5項出資金に240万円を追加するものでございます。これにつきましては、管路の耐震化事業の変更に伴う歳入分でございます。

最後に、16ページをお願いいたします。資本的支出の3項一般会計出資債償還負担金につきましては、一般会計の交付税措置相当分としまして70万5,000円を減額補正するものでございます。

以上簡単でございますが、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（野中嘉之君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野中嘉之君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野中嘉之君） 討論を終結いたします。

これより議案第52号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（野中嘉之君） 挙手全員であります。

よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

ここで、昼食のため暫時休憩いたします。午後1時より再開いたします。

休 憩 (午前11時55分)

---

再 開 (午後 1時00分)

○議長(野中嘉之君) 再開いたします。

---

○議案第53号 平成22年度板倉町一般会計歳入歳出決算認定について

議案第54号 平成22年度板倉町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について

議案第55号 平成22年度板倉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

議案第56号 平成22年度板倉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案第57号 平成22年度板倉町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案第58号 平成22年度板倉町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第59号 平成22年度板倉町水道事業会計決算認定について

○議長(野中嘉之君) 日程第17、議案第53号から日程第23、議案第59号までの7件は、平成22年度の各会計の決算認定であり、関連がありますので、一括議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

[町長(栗原 実君)登壇]

○町長(栗原 実君) それでは、引き続きご審議をお願いをいたしたいと思っております。ただいま議長さんからご案内のように、議案第53号から議案第59号までの各会計の決算認定につきまして一括してご説明申し上げます。ページ数で相当ありますので、ちょっとお聞きをいただければと思っております。

提案理由、議案第53号から議案第59号まで、平成22年度各会計の決算認定につきましてご説明を申し上げます。

近年の板倉町の財政状況は、税制改革による税源移譲後しばらくの間は税収の伸びが見られていましたが、その後には世界的な経済の低迷や円高等による企業業績悪化の余波を受けて税収が減少傾向に転じています。平成22年度は辛うじて前年並みとなりましたが、これまで実施してきた公共事業に伴う借入金償還がピークを一応過ぎたものの今後も高水準で続きますので、構造的に気も抜けない状況であります。

地方公共団体は、国と地方の信頼関係を維持しつつ、住民の視野に立った財政健全化に取り組むことが必要であるとともに、地域における行政を自主的かつ総合的にとらえながら、各般にわたる重要政策課題の推進を図るなど、地方分権の推進を図る上でますます大きな役割を果たしていくことが期待されております。

本町の平成22年度財政運営の概要は、歳入において地方交付税が増加したものの、自主財源である町税は前年並みの横ばい状態であります。歳出においては、総務費、民生費、労働費等の増加により、財源不足を補うために基金を取り崩しをいたしたところであり、厳しい運営が続いております。

今後においても、さらなる財政の健全化に努めると同時に、歳出の重点化を図り、生活道路や八間樋橋等も含めたインフラ整備、また少子高齢化に向けた総合的な福祉対策や学校などの公共施設の改修等にわたる重要政策課題の実現に向けて、限られた財源を重点的・効率的に活用を図っていきたいと考えております。

さて、平成22年度における本町の決算状況は、歳入において主要財源である町税が前年度対比約176万1,000円、0.1%の増、地方交付税においても1億4,589万1,000円、9.8%の増額となりました。

一方、歳入不足を補うための基金からの繰入額は、前年度比3億2,798万7,000円の増額となりました。77.3%の増額でございます。

歳出につきましては、厳しい財政状況の中、事業の重点かつ効率的な執行を行った結果、基盤整備事業などの投資的経費が10億42万6,000円、人件費、扶助費、公債費などの義務的経費は24億4,407万8,000円、物件費、繰出金等その他の経費が23億7,611万9,000円となっております。また、経常収支比率は85.7%となり、前年度より7.2%の減となっております。この水準は平成17年以来ということであります。

平成22年度の決算でございますが、歳入総額67億1,376万4,877円、歳出総額58億2,551万7,893円、歳入歳出差し引き8億8,824万6,984円の繰り越しとなりました。さらに、翌年度繰り越し財源を差し引いた実質収支額は7億9,310万4,484円となり、翌年度に繰り越すことといたしました。

全体として、引き続き厳しい財政状況の中で事業が遂行できましたことは、議会を初め町民皆様方のご理解とご指導のたまものであると思っております。今後も引き続き徹底した行政改革の推進と財政の健全化に努めるとともに、各種の諸問題に積極的に取り組み、住民のためのサービスや福祉の向上に努めていきたいと考えております。

なお、事業の成果の概要につきましては、別添の平成22年度一般会計における主要施策の成果についてのとおりでございます。

次に、議案第54号 平成22年度板倉町老人保健特別会計歳入歳出決算認定についてをご説明申し上げます。

本案につきましては、平成19年度老人保健制度が廃止され、平成22年度までの3カ年支払い残務処理として、この特別会計を存続をしておりますが、今回の決算を最後に精算をいたすところでございます。

平成22年度決算につきましては、歳入総額1,987万4,452円に対しまして精算を行うことから、歳出総額は同額の1,987万4,452円でありました。

よって、歳入歳出差引残額、実質収支額ともゼロ円となりました。今後は若干の医療給付費等が発生する可能性がありますので、老人保健事業として一般会計での対応となりますが、ご承知賜りますようお願いをいたしたいと思っております。

次に、議案第55号 平成22年度板倉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてをご説明申し上げます。

本案については、従来の老人保健制度が廃止され、3年が経過をいたしました。今後さらに少子高齢化が進行することが予想され、医療費適正化を図っていくことが課題として挙げられております。これを受けて、健康づくりの観点から、各種保健指導事業や生活習慣病の予防対策等を推進してまいっております。

平成22年度決算につきましては、歳入総額1億1,481万3,432円に対しまして、歳出総額1億1,037万9,890円でありました。歳入歳出差引残額は443万3,542円となりました。実質収支額も同額でございます。

今後とも後期高齢者医療制度加入者の健康保持を促進するとともに、年々増加する医療費の抑制に努め、健全財政の堅持を念頭に置き、さらなる努力をしております。

次に、議案第56号 平成22年度板倉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてをご説明申し上げます。

国民健康保険は、少子高齢化や医療技術の高度化等による医療費の増大及び経済状況などの悪化による保険税収入の低迷や、さらには国保の構造的問題や制度疲労を抱えていることから厳しい状況でございます。

また、平成22年度は保険給付事業を主としながらも、保険制度などの広報活動の実施、さらには医療費適正化事業といたしまして、人間ドック補助事業、医療費通知事業、診療報酬明細書点検及び保健センターによる保健指導など、医療費抑制による財政健全化にもあわせて努めてまいりました。

決算につきましては、歳入総額20億7,335万6,404円に対しまして、歳出総額19億110万6,636円となり、差引残額1億7,224万9,768円となりました。実質収支額も同額でございます。

今後とも国民健康保険加入者の健康保持と地域保健医療の向上を促進するとともに、年々増加する医療費の抑制に努め、健全財政の堅持を念頭に置き、一層の努力をしてまいりたいと思っております。

次に、議案第57号 平成22年度板倉町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてをご説明申し上げます。

本案につきましては、近年の急激な高齢化の進行に伴い、介護保険制度は必要不可欠な社会制度の一つとして定着をしております。今後も介護保険制度を維持継続し、いつまでも住みなれた地域で生活できるよう支援する仕組みづくりが重要となっております。

本制度も今年で11年が経過し、介護従事者の処遇改善と人材確保を図るとともに、給付費の適正化に向けた取り組みと、介護予防のための各種教室等を実施をしております。

平成22年度決算につきましては、歳入総額10億3,117万8,039円に対しまして、歳出総額10億734万4,332円でありました。歳入歳出差引残額2,383万3,707円となったところでございます。実質収支も同額であります。

今後もますます高齢者の増加が予測をされるわけですが、介護予防の推進に努め、給付費の抑制を図り、健全財政の堅持になお一層の努力をしてまいりたいと考えております。

次に、議案第58号 平成22年度板倉町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてをご説明申し上げます。

下水道事業は、板倉ニュータウンの定住のおくれから歳入が依然として伸び悩み、また施設建設から10年以上が経過をしているため、今後は施設の老朽化による支出の増大が予想されるなど、財政的には大変厳しい状況に置かれております。そのような中、平成22年度につきましては費用の抑制に努めつつ、生活環境の改善や公共用水域の水質保全などを目的とし、水質浄化センターの適切な運転・維持管理を実施してまいりました。

歳入歳出決算につきましては、歳入が2億235万611円に対しまして、歳出が1億8,707万1,573円となり、差引残額1,527万9,083円でございます。

歳入の内訳は、下水道使用料及び手数料が4,278万9,228円、一般会計繰入金が1億4,296万8,000円、繰越金が1,650万3,181円、諸収入が2万202円でございます。

歳出の内訳は、下水道総務費が2,530万6,015円、管渠維持費が7,200円、水質浄化センター費が4,015万4,899円、公債費が1億2,160万3,459円でございます。

今後も費用の抑制を図りながら、施設の適正な運転・維持管理に努めていきたいと考えております。

次に、議案第59号 平成22年度板倉町水道事業会計決算認定についてをご説明申し上げます。

本年度における収益的収支につきましては、総収益が3億1,582万3,404円に対しまして、総費用2億9,938万4,390円でありまして、1,643万9,014円の純利益となりました。



次に、資本的収支につきましては、収入では企業債1億540万円、国庫補助金750万円、工事負担金2,987万4,000円、出資金500万円で、総額1億4,777万4,000円に対し、支出の総額は2億6,013万461円でありまして、内訳は建設改良費に2億2,238万3,113円、企業債償還金3,736万5,810円、一般会計出資債償還負担金38万1,538円であります。

建設改良費の主なものにつきましては、老朽化した水源施設の更新工事とあわせて石綿セメント管の布設がえ工事を実施したものであります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し、不足する額1億1,235万6,461円につきましては、当年度消費税資本的収支調整額880万9,958円、当年度損益勘定留保資金9,292万4,196円、減債積立金1,062万2,307円を補てんいたしたところでございます。

以上、議案第53号から議案第59号までを一括して早口でご説明を申し上げましたが、細部につきましては担当課長からできるだけ簡便な形でご説明をさせますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（野中嘉之君） 中里企画財政課長。

[企画財政課長（中里重義君）登壇]

○企画財政課長（中里重義君） それでは、私から議案第53号 平成22年度板倉町一般会計歳入歳出決算につきましてご説明を申し上げます。決算書の一般会計の1ページ、2ページをお開きをいただきたいと思っております。

まず、各款ごとに前年度、平成21年度の比較を交えながら概略の説明を申し上げたいと思っております。

まず、1款の町税でございますが、先ほど町長の提案理由の中でもありましておおり、前年に比べまして176万1,000円の増ということで19億6,173万4,342円となりました。内訳は各項ごとに出ておりますけれども、1項の町民税を見ていただきますと決算額は7億8,907万4,412円となっておりますが、前年に比較しますと3,388万3,000円の減少をいたしております。率にしまして4.1%の減少でございます。

次に、2項の固定資産税でございますが、決算額が10億6,854万1,681円でございます。固定資産につきましては、前年に比べまして3,297万9,000円の増ということで、3.2%の伸びでございます。

次に、軽自動車税でございますが、決算額3,655万3,400円、前年に比べますと57万9,000円の増加、伸び率は1.6%でございます。

4項の町たばこ税でございますが、決算額6,756万4,849円、前年に比べますと208万6,000円の増加でございます。1.6%の伸びという状況でございます。いずれにいたしましても、辛うじて前年のわずかではありますが、上回ったという状況でございます。

次に、2款の地方譲与税でございますが、決算額1億894万5,077円、前年に比べますと338万円の減少でございます。伸び率も3%のマイナスという状況でございます。内訳につきましては、地方揮発油譲与税、これが3,206万4,000円、自動車重量譲与税が7,688万1,000円ということでございまして、この自動車重量譲与税につきましては6%のマイナスということでございます。

次に、3項の地方道路譲与税でございますが、これにつきましては廃止をされました地方道路譲与税法に基づく算定によって77円の収入があったわけでございますが、これは地方揮発油譲与税にかわっておりまして、今日の補正予算の中でも1,000円の補正をとらせていただきましたが、おおむね23年度でなくなるので

はないかなというふうに見ておるところでございます。

次に、3款の利子割交付金でございますが、決算額は656万4,000円でございます。55万4,000円前年に比べますと減少いたしております。

次に、4款の配当割交付金でございますが、決算額が278万円でございます。52万1,000円の増となっております。金額的には少ないわけでございますが、23.1%の伸び率を示しております。

次に、5款株式等譲渡所得割交付金でございますが、決算額が86万1,000円でございます。これにつきましては、前年に比べまして15万円余の減少ということでございます。

次に、6款の地方消費税交付金でございますが、決算額が1億3,304万8,000円でございます。これにつきましては23万円の減少でございますが、おおむね前年並みということでございます。

次に、7款のゴルフ場利用税交付金でございますが、決算額が1,588万1,460円でございます。前年対比108万円の減、6.3%の減少でございます。

次に、8款の自動車取得税交付金でございますが、決算額が2,989万8,000円でございます。こちらにつきましては前年に比較しますと503万9,000円と大きく減少しております。伸び率を申し上げますと14.4%のマイナスということでございます。

次に、9款の地方特例交付金でございますが、決算額3,199万8,000円でございます。こちらは前年に比較しますと159万円ばかり増加をいたしております。5.2%の伸びということでございます。

次に、10款の地方交付税でございますが、こちら決算額16億3,030万5,000円でございます。これにつきましては、前年対比1億4,589万1,000円の増加を見ております。伸び率にいたしますと9.8%の伸びでございます。この交付税の内訳を申し上げますと、普通交付税が14億9,388万8,000円、特別交付税が1億3,641万7,000円というような内訳になっております。

次に、交通安全対策特別交付金でございますが、256万3,000円の決算でございます。これも前年ほぼ同様でございます。

次に、12款の分担金及び負担金でございますが、決算額が5,574万1,715円でございます。208万円ばかり減少いたしております。マイナスの3.6%というような内容でございます。

次に、13款の使用料及び手数料でございますが、決算額6,236万1,375円、こちら375万円ばかり減少をいたしております。伸び率マイナス5.7%というような状況でございます。

次に、14款の国庫支出金でございますが、決算額が4億1,636万8,014円でございます。前年に比較しますと3億9,149万円ばかり減少をいたしております。伸び率はマイナスの48.5%という状況でございます。この大きな理由といたしますと、21年度には定額給付金の給付事業、それから地域活性化の臨時交付金事業等が実施されたわけでございますが、これが21年度で終了いたしました関係で大きく減少をいたしたところでございます。

では、次、3ページ、4ページをお願いいたします。15款の県支出金でございます。こちらにつきましては、決算額が3億6,867万1,781円でございます。前年に比較しますと8,947万円の増加でございます。伸び率が32%ということでございますが、この増加をした要因といたしますと、22年度におきまして高齢者福祉施設の補助事業、グループホームの設置関係の補助事業、それから労働費関係では緊急雇用対策のいわゆる事業量の増加等による補助金の増加、これが全体増加の要因になっております。

次に、16款の財産収入でございますが、決算額511万5,875円でございます。前年に比べますと963万9,000円の減という状況でございます。伸び率にしますとマイナス65.3%ということで、ここについては大きく落ち込んでいる状況でございます。この要因といたしますと、いわゆる利子の収入の減、利率の低下によるもの、それから21年度には財産売り払いとしまして424万円ばかりの収入があったわけですが、22年度には売り払いがなかったということで、売払収入は決算ゼロ円ということになっておりまして、これが大きく落ち込んだ理由の一つでございます。

次に、17款の寄附金でございますが、決算額が151万7,006円でございます。これも前年に比較しますと623万円ばかり減少をいたしたところでございますが、伸び率で見ますとマイナス80.4%という状況でございます。この減少した理由といたしますと、21年度には東毛広域市町村圏振興整備組合から群馬の水郷のいわゆる管理の基金として660万円の寄附があったわけですが、これが大きな要因でございます。

次に、18款の繰入金でございます。こちらにつきましては、決算額7億8,369万9,060円でございます。前年に比較しますと3億2,921万円の増ということで、伸び率は72.4%でございます。

1項の特別会計の繰入金でございますが、こちらにつきましては3,160万7,060円でございます。前年に比較しますと120万円余の増加ということでございまして4%の伸びでございます。

2項の基金繰入金につきましては、決算額7億5,209万2,000円でございます。前年に比べて3億2,798万7,000円の増ということで、伸び率が77.3%ということでございますが、この要因といたしますと土地開発基金の繰り入れが5億5,150万円ございました。これが伸びた理由でございます。

次に、19款の繰越金でございますが、決算額が6億573万8,213円でございます。前年に比較しますと1億4,059万4,000円の増加ということで、伸び率が30.2%という状況でございます。

次に、20款の諸収入でございますが、決算額が5,587万3,959円でございます。前年に比較しますと440万円ばかりの減少でございます。伸び率がマイナスの7.3%という状況でございます。

最後、21款の町債でございますが、決算額が4億3,410万円でございます。前年に比較しますと9,700万円の増ということで、伸び率が28.8%でございますが、この大きな要因といたしますと臨時財政対策債が21年度に比べまして1億2,730万円ばかり増加をしたという状況でございます。このような伸びとなっております。

以上、歳入の合計でございますが、予算現額は64億3,330万8,000円でございます。この内訳を申し上げますと、当初予算が52億2,700万円、補正予算で11億966万2,000円、それから繰り越し財源の充当額が9,660万6,000円、これを合計しましてただいま申し上げました予算現額になっております。

歳入済みの合計が67億1,376万4,877円でございます。21年度の歳入総額と比較しますと3億7,793万1,000円余の増加ということでございまして、前年に比べての伸び率は6%という結果になっております。また、予算に対する歳入総額の割合は104.4%というような状況でございます。

それでは、5ページ、6ページをお願いいたします。こちらは歳出になります。まず、1款の議会費でございますが、支出済みの決算8,738万2,346円でございます。前年比較158万円余の減と、伸び率はマイナス1.8%でございます。

次に、2款の総務費でございますが、支出済決算額9億9,205万9,240円でございます。前年に比較しますと4億215万円の減と、伸び率はマイナスの28.8%という状況でございます。この大きな減額の減少の要素といたしますと、21年度には地域活性化の経済対策、緊急経済対策、生活対策等の事業が実施をされたわけ

でございます。あわせまして定額給付金事業もございましたが、これが21年度で完了したということで、このような減少を見ております。

以下、1項の総務管理費から6項の監査委員費まで、ごらんのとおりでございますので、後ほどごらんになっていただければというふうに思います。

次に、3款の民生費でございます。支出済決算額14億4,996万2,918円でございます。前年に比較をいたしますと1億1,438万7,000円の増、伸び率で8.6%でございます。

このうち1項の社会福祉費では、決算が8億5,290万9,569円でございます。前年比較しますと4,765万9,000円の減ということでございますけれども、この関係につきましては国民健康保険特別会計への繰出金の減少、これは前年に比較しますと1億280万円ばかり繰出金が減少したことが要因で、このような減少を見ております。伸び率といたしますとマイナスの5.3%でございます。

次に、2項の児童福祉費でございますが、決算額5億7,614万147円でございます。前年に比較しますと1億6,172万円余の増加ということでございまして、伸び率が39%でございますけれども、これにつきましては子ども手当の支給による増加ということでございます。

以下、3項、4項、国民年金費、災害救助費がございます。国民年金費については省略させていただきますが、4項の災害救助費といたしまして、決算額が393万1,398円でございますが、これにつきましては本年3月11日の震災にかかわる支出でございます。こんな形で支出をいたしました。翌年度繰越額をごらんいただくとおり、23年度へ2,127万4,000円ばかり繰越明許をいたしております。

次に、4款の衛生費でございます。決算額が4億3,787万4,783円でございます。前年に比較しますと2,796万円の増加、6.8%の伸びという状況でございます。

このうち1項の保健衛生費が1億8,692万7,828円でございますが、こちらにつきましては前年に比較しまして2,034万円ばかりの増加と、伸び率にしまして12.2%でございます。この伸びた、増加した要因でございますけれども、主なものを申し上げますと、邑楽館林医療事務組合、館林厚生病院の負担金が1,259万円ばかり増加をいたしております。そのほかには水道会計への出資金が500万円の増加をいたしたところが、この増加の要因でございます。

次に、5款の労働費でございますが、決算額が5,052万9,108円でございます。これにつきましては、前年に比較しますと2,226万円ばかりの増ということで、伸び率は78.8%と2倍弱の伸びを示しております。これにつきましては緊急雇用創出事業、それからふるさと雇用再生事業の事業量の増加によるものでございます。

次に、6款の農林水産業費でございますが、決算額が2億2,304万126円でございます。前年に比較しますと1,732万円余の減ということで、伸び率はマイナスの7.2%となっております。このマイナスになった要因といたしますと、21年度までは農業共済事務組合の負担金があったわけでございますが、農業共済の組織が民営化をされたことによりまして、22年度からはこの当該負担金が廃止になったということがございまして、農業費についても減少をいたしたところでございます。

次に、7款の商工費でございますが、決算額が6,334万5,967円でございます。これにつきましては、前年に比較して165万円の増ということでございまして、伸び率が2.7%という状況でございます。

次に、8款の土木費でございますが、決算額4億1,852万5,183円となっております。この辺については前

年比較1,221万円の増加でございまして、伸び率は3%という状況でございます。

このうちのまず2項の道路橋梁費でございますが、決算額が1億6,407万7,871円でございますが、前年に比較しますと2,569万7,000円の増、伸び率で18.6%ということでございますが、これにつきましては道路の新設改良費、それから橋梁の維持費等の増加によるものでございます。

そのほかにつきましては若干の増減がございますが、おおむね前年並みというようなことでご理解をいただければと思います。

次に、9款の消防費でございます。こちらにつきましては、決算額が2億5,228万1,413円でございます。前年に比較しますと2,224万円ばかりの減少でございまして、伸び率はマイナスの8.1%ということでございますが、この減少をした主な要因といたしますと消防組合への負担金のうち、常備消防分が前年に比較しますと1,260万円ばかり減額になっております。

それから、21年度にありました防災ステーションの水防センター工事負担金、これが21年度には1,389万円ばかりあったわけでございますが、こちらの工事が完了いたしましたことで22年度には負担金がありませんでしたので、このような減少を見ているところでございます。

次に、10款の教育費でございますが、決算額が5億8,248万9,012円、前年に比較しますと1億7,232万円余の減少でございまして、伸び率はマイナスの22.8%ということでございます。この内訳を見てまいりたいと思いますが、まず1項の教育総務費でございます。こちらにつきましては決算額が1億2,563万4,400円でございますが、前年に比較しますと2,566万2,000円の増加を見ております。伸び率にしまして25.7%でございます。この理由といたしますと、22年度の国の補正予算で創設されました住民生活に光をそそぐ交付金の事業を、教育総務費の中に知の地域づくり費を創設をいたしまして、事業執行したことによることで増加を見ております。

では、7ページ、8ページへお進みをいただきたいと思います。次に、2項の小学校費でございますが、こちらにつきましては決算額が1億3,591万4,058円、前年に比較しますと2億5,327万円の減となっております。伸び率はマイナスの65.1%でございます。この減少も理由といたしますと、21年度には東小の耐震大規模改修の工事、それから西小学校の浄化槽の改修があったわけでございますが、これが完了したことによりまして、このような減少をしている状況でございます。

次に、3項の中学校費でございますが、こちらにつきましては決算額が1億1,325万7,446円でございますが、前年に比較しますと5,388万9,000円の増加。伸び率にしますと90.8%と、前年に比べますとおおむね2倍弱の伸びを示したわけでございますが、これにつきましては浄化槽の改修工事がございました関係で、このような伸びを示してございます。

以下、4項、5項につきましては前年ほぼ同様でございますので、省略をいたしたいと思います。

11款の災害復旧費も決算ございませんので飛ばしまして、12款の公債費でございます。支出済額が7億1,008万2,460円でございます。前年に比較しますと1,706万8,000円の減と、伸び率にして2.3%マイナスということでございます。元金、利子の内訳を申し上げますと、元金で6億4,214万1,432円、利子が6,794万1,028円となっております。

次に、13款の諸支出金でございますが、決算額が5億5,794万5,337円でございますが、前年に比較しますと5億4,961万5,000円の増と。伸び率で申し上げますと100分率では大きくなり過ぎる数字になるのですが、

6,598.4%の増というような数値になります。この大きな理由といたしますと、皆様方ご承知のとおり、1項の普通財産取得費で決算が出ておりますが、5億5,158万1,679円、これは新センター用地の取得のための費用でございます。これが大きな要因でございます。

次に、2項の土地開発基金費でございますが、決算額が79万4,494円、これは土地開発基金から生じた利子の積み立てでございます。これにつきましては、前年に比較しますと約90万円弱の減少と、元金も途中で解約をしたりとかありましたので、減少しているわけでございます。

次に、3項の開発公社費でございますが、決算額が556万9,164円でございます。前年に比較しますと106万7,000円の減でございます。伸び率で申し上げますとマイナスの16.1%でございますが、これにつきましてはこれまで公社の借入金の利子の補助として毎年度支出をしてきたものでありますけれども、今回新センター用地の取得が完了いたしまして、公社の借入金も全額返済をされたことでありまして、23年度からはこの公社に対する利子の補助はなくなってまいるのでございます。

以上、歳出の合計で申し上げますと、予算現額につきましては歳入のところで申し上げましたとおり、当初予算、補正予算、それから継続費、繰り越し事業費、繰越額、合計をいたしまして64億3,330万8,000円となっております。それに対します支出済みが58億2,551万7,893円で、翌年度への繰越額が2億6,441万9,000円でございます。21年度の歳出総額と比較いたしますと、9,542万3,186円の増ということでございまして、伸び率といたしますと1.7%の伸びでございます。

また、予算に対します執行率でございますが、90.6%という執行率でございます。ただし翌年度への繰り越しであります2億6,441万9,000円、これを支出したものと見込んでみますと、94.7%、おおむね95%の執行というような数値になってまいります。

以上でございますが、下段にありますとおり歳入総額が67億1,376万4,877円、歳出総額が58億2,551万7,893円でありまして、歳入歳出差引残額は8億8,824万6,984円でございます。

それから、繰越明許費繰越額8,809万8,000円、事故繰越繰越額が704万4,500円でございます。これを歳入歳出差引残額から差し引いた実質収支額が最下段にございますが、7億9,310万4,484円となるものでございます。

また、ちなみに申し上げますと、単年度収支、これにつきましては22年度の実質収支額から21年度の実質収支額を差し引いたものでございますが、2億373万6,271円となります。それから、さらに実質の単年度収支でございますが、ただいま申し上げました単年度収支に財政調整基金積立金を加えまして、さらに財政調整基金の繰入金を差し引いたものが実質単年度収支になるわけですが、こちらが4億7,930万958円となるものでございます。

それから、この決算書、9ページ以降に歳入歳出決算事項別明細書がございますけれども、こちらにつきましては常任委員会の決算事務調査におきまして各課から詳細な説明がなされるところでございますので、この場での説明は省略をさせていただきと思います。したがって、以上で私からの一般会計の歳入歳出決算の説明は終わらせていただきたいと思います。

以上でございますが、よろしくご審議を賜りまして、認定いただきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（野中嘉之君） 小嶋健康介護課長。

[健康介護課長（小嶋 栄君）登壇]

○健康介護課長（小嶋 栄君） 引き続きまして、議案第54号から議案第57号までの特別会計につきまして説明をさせていただきます。

あらかじめご了解をいただきますが、やはり一般会計と同様に来週の決算事務調査で詳細につきましてはご説明申し上げますので、今回につきましては簡便な説明とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議案第54号 平成22年度板倉町老人保健特別会計歳入歳出決算認定につきまして説明させていただきます。老人保健制度につきましては、先ほど町長の提案理由のとおり、平成22年度までの残務処理として存続してまいりましたが、平成22年度をもちまして精算し、廃止するものでございます。

それでは、1ページ、2ページをお願いいたします。まず、歳入です。1款1項支払基金交付金7万4,849円ですが、平成21年度分の歳入でございます。

2款国庫支出金、1項国庫負担金4万9,299円は現年度分、3款県支出金、1項県負担費につきましては平成21年度分の歳入でございます。

5款1項繰越金1,973万4,277円ですが、前年度繰越金でありまして全体の99.3%でございます。

6款諸収入としまして1万2,703円、預金利子及び医療費の返還等の収入でございます。歳入合計1,987万4,452円で前年比23.3%の増であります。

次に、3ページと4ページをお願いいたします。歳出でございます。精算にかかわります一般会計への繰出金が支出の全部でございます。歳出総額1,987万4,452円であります。実質収支額は精算のためゼロでございます。

以上で老人保健の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第55号 平成22年度板倉町後期高齢者医療特別会計決算についてをご説明申し上げます。

まず、後期高齢者医療の加入状況でございますが、平成22年度末で1,972人でありまして、男性755人、女性1,217人、前年比14人の減となっております。

では、1ページ、2ページをお願いいたします。歳入です。1款1項後期高齢者医療保険料7,248万1,500円で前年比0.9%の減であります。

2款使用料及び手数料、1項手数料ですが、398件分の督促手数料でございます。

次に、3款繰入金、1項一般会計繰入金4,082万8,000円で、事務費及び保険基盤安定繰入金でございます。前年比6.6%の増となっております。

5款1項繰越金につきましては、前年度繰越金であります。

歳入合計1億1,481万3,432円で、前年比5.6%の減であります。

3ページ、4ページをお願いいたします。歳出でございます。1款総務費ですが416万9,020円で、全体の3.7%を占めております。

2款1項後期高齢者医療広域連合納付金ですが1億488万8,681円で、全体の95.0%を占めておりまして、前年比1.6%の減であります。保険料の負担金等でございます。

3款諸支出金ですが132万2,189円で、前年比76.5%の減でありまして、保険料の還付金及び前年度一般会計繰入金の精算によるものでございます。

歳出合計 1 億1,037万9,890円でありまして、前年比8.3%の減であります。実質収支額443万3,542円となりました。

以上で、後期高齢者医療についての説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第56号 平成22年度板倉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について説明を申し上げます。

まず、加入状況ですが、平成22年度末現在で5,443人の被保険者でございます。加入率で町民全体で34.1%の方が加入されております。

それでは、1 ページ、2 ページをお願いいたします。歳入ですが、1 款国民健康保険税 5 億7,641万618円で全体の27.8%を占め、前年比3%の減でありました。

3 款国庫支出金 4 億4,914万2,055円で全体の21.7%、前年比19.1%の減であります。

続きまして、4 款でございますが、療養給付費等交付金8,259万3,000円で、前年比12.4%の増であります。

5 款前期高齢者交付金 4 億2,605万8,581円で、全体の20.5%を占めております。前年比113.3%の大幅増でありました。これは、要因としましては前々年度、つまり平成20年度の精算分 1 億2,418万6,000円が平成22年度概算分であります 3 億187万1,599円と合わせて歳入されたためでございます。

次に、6 款県支出金 1 億1,609万1,394円で、全体の5.6%、前年比17.7%の増であります。

7 款共同事業交付金 2 億3,104万8,639円で、全体の11.1%を占め、前年比4.3%であります。

9 款繰入金ですが8,973万1,139円で、全体の4.3%となっており、前年比53.4%の減であります。この大幅な減の要因であります。前期高齢者交付金等の大幅増などによる法定外繰入金の削減にあります。

10 款繰越金につきましては、前年度繰越金であります。歳入合計20億7,335万6,404円で、前年比2.57%の増でございました。

3 ページ、4 ページをお願いいたします。歳出でございます。1 款総務費につきましては職員人件費、一般経費及び保険税賦課徴収費に関する歳出でありまして、前年比5.1%の減であります。

2 款保険給付費ですが、12億9,128万1,775円で全体の67.9%を占めており、前年比5.1%の増となっております。4 項出産育児諸費は22名分でございます。また、葬祭諸費につきましては36件分でございます。

3 款後期高齢者支援金等 1 億7,037万4,056円で、全体の8.9%を占めております。

7 款介護納付金 1 億2,076万7,943円でありまして、全体の6.3%で前年比6.0%の増でございます。

8 款共同事業拠出金 2 億3,193万4,756円で、前年比1.8%の増でございました。

9 款保健事業費ですが、2,205万6,879円で、前年比25.4%の増であります。

12 款諸支出金であります。保険税の還付金、前年度分療養給付費交付金精算返還金並びに一般会計への繰出金等でございます。

次の 5 ページ、6 ページをお願いいたします。歳出合計19億110万6,636円で、前年比1.3%の減でございました。

以上、歳入総額から歳出総額を差し引きまして 1 億7,224万9,768円の残額となりまして、実質収支額も同額でございます。

以上で、国民健康保険の特別会計につきまして終了させていただきます。

引き続き、議案第57号 平成22年度介護保険特別会計歳入歳出決算につきましてご説明を申し上げます。



まず、全体の概要ですが、平成22年度末の65歳以上の人口は3,752人であります。そのうち要介護認定を受けている方が531人でありまして、認定率14.2%となっております。また、第2号被保険者、いわゆる40歳から64歳の認定を受けているのは23人の方が認定を受けておりまして、全体で要介護認定者554人となっております。

それでは、1ページ、2ページをお願いいたします。歳入です。1款1項介護保険料、第1号被保険者分でございますが、1億5,139万5,850円で前年比0.2%の減でございます。歳入全体の14.7%となっております。

3款国庫支出金、1項国庫負担金1億6,233万4,009円で、前年比2.85%増でありまして、保険給付費に対する定額負担でございます。

2項国庫補助金6,195万3,900円で、前年比3.3%の増でありまして、調整交付金、地域支援事業交付金でございます。

次の4項1項支払基金交付金2億8,362万7,172円につきましては40歳から64歳まで、いわゆる第2号被保険者分になります。前年比9.9%の増となっております。

続きまして、5款県支出金1億3,812万8,953円で、前年比6.7%増でありまして、介護給付費に対する定額負担金及び地域支援事業交付金でございます。

6款財産収入につきましては、介護保険基金の利子でございます。

7款繰入金、1項一般会計繰入金1億7,272万3,726円で前年比11.3%の増でありました。介護給付費地域支援事業の町負担分及び職員人件費、事務費に係る繰入金であります。

7款2項基金繰入金4,274万3,000円につきましては、介護保険基金及び介護従事者処遇改善臨時基金からの繰り入れでございます。

8款繰越金1,811万2,203円で前年度繰越金でございます。

歳入合計10億3,117万8,039円でありまして、前年比6.9%の増であります。

次の3ページ、4ページをお願いいたします。歳出でございます。1款総務費4,472万9,862円で前年比6.7%の減であります。職員人件費、介護保険料賦課徴収費、認定調査費及び介護保険認定審査関係の支出でございます。

次の2款保険給付費9億1,033万740円で、前年比7%の増でありました。1項介護サービス等諸費であります。前年比6.3%増でありまして、要介護1から5までの認定者に係る保険給付費でございます。

2項介護予防サービス等諸費であります。前年対比18.8%の減でありまして、要支援の1、もしくは2の認定者に係る保険給付費でございます。

3項その他諸費につきましては、介護給付費審査支払手数料に関する支出でございます。

4項高額介護サービス等費1,184万5,830円ですが、前年比17.7%の増でありました。介護サービスの利用者負担金が一定額を超えた場合、その超えた部分にかかわる給付費でございます。

次の5項高額医療合算介護サービス等費につきましては154万9,975円でありまして、36件分の給付でございます。

次の6項特定入所者介護サービス等費2,832万7,330円で前年比16.4%でありました。介護保険利用者のうち施設サービスに係る食費と居住費の給付でございます。

4款1項基金積立金でございますが、1,871万3,527円で前年比19.6%の増でございます。

次の5款地域支援事業費3,116万4,852円で前年比22.8%の増でありました。地域包括支援センターに係る支出でございます。

7款諸支出金ですが、介護保険料還付金及び平成21年度分の国庫負担金、支払基金交付金の返還金でございます。

歳出合計10億734万4,332円で前年比6.46%の増でありました。歳入歳出差引残額2,383万3,707円ございまして、実質収支額と同額となります。

以上で説明を終わらせていただきます。慎重審議をよろしくお願い申し上げます。

○議長（野中嘉之君） 鈴木環境水道課長。

[環境水道課長（鈴木 渡君）登壇]

○環境水道課長（鈴木 渡君） それでは、私のほうから議案第58号 平成22年度板倉町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。

5ページ、6ページをお願いしたいと思います。歳入のみの主な部分のみ説明をしたいと思います。

まず、1款の使用料及び手数料ですが、収入済額が4,278万9,228円、前年対比としまして5.6%の増でございます。そのうち下水道使用料が4,277万9,228円で、約5,680件分の収入でございます。また、滞納繰越分につきましては15万1,539円です、41件分でございます。

また、4款の繰入金でございますが、これは町の一般会計からの繰入金ですが、1億4,296万8,000円でございます。前年と比較しますと11.9%の減でございます。

次に、7ページ、8ページをお願いいたします。5款の繰越金は1,657万3,181円でございます。前年と比較しますと74.1%の増でございます。この要因といたしまして、21年度の収入見込みが当初見込み以上に増加したための要因でございます。

以上、歳入合計2億235万611円となります。前年対比で比較しますと4.7%の減でございます。

次に、9ページ、10ページをお願いいたします。歳出になります。1款の下水道費、合計で6,546万8,114円となります。前年比較としまして6.3%の減でございます。内容につきましては1目の下水道総務費2,530万6,015円ですが、主に職員人件費でございます。

次に、4目の水質浄化センター費ですが、4,015万4,899円、主に水質浄化センターの需用費、それと維持管理委託料などでございます。前年対比2.2%の減でございます。

2款の公債費ですが、1億2,160万3,459円でございます。前年対比3.4%の減でございます。

歳出合計1億8,707万1,573円となります。前年対比4.5%の減でございます。

それでは、続きまして、議案第59号 平成22年度板倉町水道事業会計決算認定についてご説明申し上げます。16ページの収益費用明細書からご説明したいと思います。よろしく申し上げます。

まず、収益ですが、1款水道事業収益の合計は3億1,582万3,404円でございます。前年対比としまして1.9%の増でございます。1項の営業収益の合計は3億1,512万2,057円で、主なものは水道料金でございまして、22年度末現在で給水戸数は約5,238戸でございます。そのほかには材料売却収益や消火栓の維持管理負担金、加入金などでございます。

2項の営業外収益の合計は64万6,567円、これにつきましては預金利息と下水道料金の徴収事務委託料で

ございます。

続きまして、17ページをお願いいたします。費用の関係ですが、1款水道事業費用ですが、合計2億9,938万4,390円でございます。前年対比で比較しますと3.6%の減でございます。

内容につきましては、1項の営業費用の合計で2億7,497万6,589円、1目の原水及び浄水費で1億4,785万9,791円、この内容につきましては各浄水場の施設の運転管理業務、それと水質の検査、計装機器の修繕費でございます。それと電気料、さらには塩素注入の薬品費、県水費の受水費用でございます。

続きまして、2目の配水及び給水費でございますが、674万3,610円、主なものとしましては漏水の修繕費、その修理の材料代でございます。

4目の総係費でございますが、2,621万7,692円、主なものは職員の給与、検針業務の委託料、水道料金システムのリース料に係るものでございます。

18ページをお願いいたします。5目の減価償却費につきましては、9,119万1,466円、6目の資産減耗費については計量法による期限切れ交換のための不用になったものを帳簿から除いたものでございます。

8目のその他営業費用につきましては129万6,600円、これは材料売却原価でございます。

次に、2項の営業外費用2,397万4,659円、主なものは企業利息と出資債、利息償還負担金でございます。

以上、水道事業収益3億1,582万3,404円から水道事業費用2億9,938万4,390円を差し引きますと、1,643万9,014円の純利益となりました。

以上をもちまして説明を終わらせていただきますが、よろしくご審議をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（野中嘉之君） 以上で各会計決算の説明が終わりました。

---

### ○監査報告

○議長（野中嘉之君） 次に、各会計の決算監査が行われておりますので、監査結果の報告を監査委員に求めます。

監査委員、荻野美友君。

[監査委員（荻野美友君）登壇]

○監査委員（荻野美友君） お疲れのことと思いますけれども、ご指名がございましたので、平成22年度の各会計決算について朗読説明にてご報告申し上げます。

平成22年度の各会計決算審査については、去る8月17日に実施いたしまして、各会計とも予算の執行は適正に行われており、各決算は計数に誤りがなく、内容も正当なものと認めました。なお、この件につきましては、高瀬監査委員ともども栗原町長にご報告申し上げます。

まず、一般会計からご報告申し上げます。歳入総額67億1,376万4,877円、歳出総額58億2,551万7,893円、歳入歳出差引額8億8,824万6,984円です。

次に、老人保健特別会計につきましては、歳入総額1,987万4,452円、歳出総額1,987万4,452円。

老人保健特別会計は、平成22年度をもって終了したため、歳入総額と歳出総額が同額であり、歳入歳出差引額はありませんでした。

後期高齢者医療特別会計につきましては、歳入総額1億1,481万3,432円、歳出総額1億1,037万9,890円、

歳入歳出差引額443万3,542円です。

国民健康保険特別会計につきましては、歳入総額20億7,335万6,404円、歳出総額19億110万6,636円、歳入歳出差引額1億7,224万9,768円。

介護保険特別会計につきましては、歳入総額10億3,117万8,039円、歳出総額10億734万4,332円、歳入歳出差引額2,383万3,707円。

下水道事業特別会計につきましては、歳入総額2億235万611円、歳出総額1億8,707万1,573円、歳入歳出差引額1,527万9,038円。

水道事業会計につきましては、収益的収支は、水道事業収益3億1,582万3,404円、水道事業費用2億9,938万4,390円、収支差引額1,643万9,014円。

資本的収支は、資本的収入額1億4,777万4,000円、資本的支出額2億6,013万461円、差引不足額1億1,235万6,461円となっており、不足額については消費税資本的収支調整額及び損益勘定留保資金並びに減債積立金から補てんされておりました。

以上、各会計とも非常に厳しい財政運営のもと、総体的には有効かつ適切な予算の執行によって、町民福祉の向上と地域社会の発展に努力されており、行政目的は大方達成されたものと評価いたしました。今後、地方分権、行財政改革を推進していく上で、これらの趣旨を十分認識し、健全な財政運営の堅持になお一層の努力を期待するものでございます。

以上、平成22年度の決算審査の概要を申し上げましたが、詳細につきましては、議案書の最後に意見書がつづっておりますので、ごらんいただきたいと思います。なお、議員各位におかれましては、さらに十分なる検討をお願いし、監査報告といたします。

○議長（野中嘉之君） 以上で監査報告が終わりました。

ここで議員各位に申し上げます。この各会計決算に対する質疑、討論、採決は、各常任委員会における決算事務調査の後、最終日の16日に行いますので、ご了承願います。

---

○陳情第1号 核も戦争もない平和な21世紀を築くための2011年非核平和行進要請書について

○議長（野中嘉之君） 日程第24、陳情第1号 核も戦争もない平和な21世紀を築くための2011年非核平和行進要請書については、総務文教福祉常任委員会へ付託いたします。

---

○陳情第2号 町道2276号・2279号線道路拡幅整備について

○議長（野中嘉之君） 日程第25、陳情第2号 町道2276号・2279号線道路拡幅整備については、産業建設生活常任委員会へ付託いたします。

---

○散会の宣告

○議長（野中嘉之君） 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、明日午前9時から一般質問を行います。

本日はこれをもって散会といたします。

大変ご苦労さまでした。

散 会 (午後 2時27分)